

1. 議事日程（第2日目）

（平成19年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成20年9月26日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- （1）認定第 1号 平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- （2）認定第 2号 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- （3）認定第 3号 平成19年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- （4）認定第 4号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- （5）認定第 5号 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	藤 井 昌 之
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 青 原 敏 治

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(33名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	会計管理者	立田昭男
八千代支所長兼市民生活課長	榎原秀克	美土里支所長兼市民生活課長	高杉和義
高宮支所長兼市民生活課長	近藤一郎	甲田支所長兼市民生活課長	垣野内 壮
向原支所長兼市民生活課長	南部政美	市民生活部長	廣政克行
市民生活部経営管理担当	毛利幹夫	市民課長	久保慶子
市民課主査(市民グループGL)	高松正之	市民課主査(環境対策グループGL)	佐藤一夫
人権推進担当課長	毛利宣生	市民課主査(人権推進グループGL)	中田義和
吉田人権会館長	柿田治宣	税務課長	山本数博
税務課主査(市民税グループGL)	中山好夫	税務課主査(資産税グループGL)	大崎小夜子
税務課主査(収納グループTM)	野村政彦	税務課主査(収納グループ)	近末 訓
福祉事務所長兼社会福祉課長	重本邦明	社会福祉課主査(障害者福祉グループGL)	小笠原義和
子育て支援担当課長兼子育て支援センター長	是常知昭	子育て支援担当課主幹(児童福祉GL)	中元寿文
高齢者福祉課長兼地域包括支援センター長	沖野和明	高齢者福祉課主幹(高齢者福祉GL)	神岡眞信
高齢者福祉課主査(介護保険グループGL)	中谷文彦	保健医療課長	久保ヒトミ
保健医療課主査(保健医療グループGL)	俵 秀樹	保健医療課主査(保健医療グループ)	田村政司
保健医療課主査(健康づくりグループGL)	永岡京子		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会議務局長	光下正則	主査	児玉竹丸
主任	國岡浩祐		

~~~~~  
午前10時00分 開議

川角委員長

それでは、ただいまの出席委員は19名でございます。

青原委員のほうから欠席届が提出をされておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

1点ほどお願いしておきますが、皆さんのお手元のほうへ、けさほど19年度主要施策の成果に関する説明書の訂正についてという文書をお配りさせていただいておりますので、このことについても御了承いただきたいというふうに思ひます。

それでは、認定第1号、平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち市民生活部所管の部分の審査を議題といたします。

関係部長から説明を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

おはようございます。

市民生活部におきます平成19年度の一般会計におきます決算報告を申し上げますが、先ほど委員長のほうからございました訂正について、おわびと御報告を申し上げたいと、このように思ひます。

平成19年度主要施策の成果に関する説明書でございますが、64ページの国民年金事業、お手元に配付をさせていただいております資料であります。右側が修正後、左が修正前でございます。64ページの国民年金事業で中ほどの表にあります決算額の内訳で、需用費22万1,150円と明記しておりますが、訂正後、21万1,150円と訂正をお願いしたいと、このように思ひます。

続きまして、97ページをお願いいたします。生活環境の整備ということでございまして、本市におけます火葬場の4施設のそれぞれ委託費を計上しております。アンダーラインで薄く引いておりますけれども、それぞれ光台苑、蓬萊苑、流雲閣、右側に掲げております金額に御訂正をお願いしたい、このように思ひます。

続きまして、101ページですが、病院群の輪番制病院運営事業でございます。利用患者数と補助金、交付金交付額の表を掲げております。現在平成16年度から17年度、19年度と表記しておりますけれども、これを平成18年度、右に掲げております1万3,969人、209万5,000円に追加をお願いしたい、このように思ひます。

改めておわびを申し上げます。今後こういうことのないように十分気をつけたいと、このように思ひます。よろしく御願ひいたします。

それでは、市民生活部におけます一般会計でございますが、5課2担当課、それぞれ担当課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく御願ひいたします。

川角委員長  
久保市民課長

久保市民課長。

おはようございます。

それでは、市民課に係ります決算について御説明いたします。歳入と戸籍住民基本台帳費の歳出につきましては、歳入歳出の決算書により説明させていただきます。歳出につきましては、主要施策の成果に関する説明書によって説明させていただきます。

まず歳入からですが、決算書の23ページ、24ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料のうち1,315万2,000円が火葬場の使用料でございます。内訳は、蓬萊苑が180件、559万9,000円、光台苑が126件、313万7,000円、甲田火葬場が75件、190万5,000円、流雲閣が76件、251万1,000円でございます。

次に、25ページ、26ページをお願いいたします。2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料のうち33万8,250円が臨時ナンバー手数料451件分でございます。同じく3節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍手数料が1,207万7,700円、住民票手数料477万5,750円、印鑑登録手数料400万6,100円、その他手数料として141万5,050円でございます。続いて2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のうち181万700円が狂犬病予防事務手数料でございます。

次は、33ページ、34ページをお願いいたします。14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節戸籍住民基本台帳費委託金159万7,000円は、外国人登録事務委託金でございます。2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金677万1,067円は、国民年金事務費委託金でございます。

続いて、41ページ、42ページをお願いいたします。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金のうち4万2,984円は、厚生統計調査、人口動態調査の委託金でございます。

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節雑入7,700円は、市民生活課関係のコピー代でございます。

続きまして、歳出に移りまして77ページ、78ページをお願いいたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1,014万6,683円は人件費を除く経費でございます。主なものといたしまして、13節の委託料、人材派遣業務委託料が246万1,328円、14節の事務機器の使用料及び賃借料が193万2,000円、平成19年6月4日から事務移譲を受けております旅券申請・発行事務に伴います備品購入費等111万6,800円でございます。

続きまして、85ページ、86ページをお願いいたします。下段からになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、4目国民年金費22万7,790円は、国民年金事務処理に係る経費でございます。

主要施策の成果に関する説明書64ページに、国民年金事業の総括と実施内容、今後の課題について記載させていただいております。

続きまして、決算書97ページ、98ページ、下段からでございます。4

款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費4,696万9,773円のうち市民課分1,250万4,773円でございます。主なものは、13節河川水質検査委託料367万800円、19節家庭用生ごみ処理機購入補助金233万242円、リサイクル推進補助金392万1,482円でございます。

主要施策に関する説明書は、92ページからになります。

1、環境保全対策事業といたしまして、河川等の水質検査を行っております。生活環境の保全に関する基準に係る水質検査は年2回、検査項目は8項目、検査箇所は、吉田町15カ所、八千代町5カ所、美土里町5カ所、高宮町17カ所、甲田町4カ所、向原町7カ所、全体で53カ所の検査を行いました。人の健康の保護に関する環境基準等に係る水質検査は、吉田町1カ所、八千代町4カ所、向原町6カ所の実施をしております。環境基準の達成状況は、おおむね環境基準に適合をしております。また有害物質については、すべての地点で検出されておられません。

2として、循環型社会の形成事業といたしまして、ごみの減量化、資源化の取り組みを推進してまいりました。特に資源ごみ回収実績ですが、古紙につきましては安芸高田市全体の62.07%、アルミ缶につきましては66.96%、スチール缶につきましては19.85%となっております。回収に取り組んでいただく団体も年々ふえており、資源を有効に回収する取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

3として、不法投棄防止と環境美化の推進でございますが、安芸高田市公衆衛生推進協議会、地域振興会等と連携し、立て看板の設置、不法投棄防止のパトロール、不法投棄ごみの回収、一斉清掃を実施しております。

4として、ごみ処理体制の整備事業でございますが、芸北広域環境施設組合への負担金の支払い、ごみステーション設置に対する補助金の支払い、ごみ収集カレンダーを全戸に配布いたしました。今後も廃棄物の減量化、リサイクル等について啓発を図ってまいります。

5として、狂犬病等対策事業でございますが、狂犬病予防法により、犬の登録、狂犬病予防注射を行いました。新規登録194件、予防注射2,234頭です。

6目火葬場費3,410万5,588円でございますが、火葬場一般管理費100万1,749円は、4カ所の火葬場に係る電気代、電話料等でございます。光台苑にかかりました1,011万6,484円の主なものは、火葬場業務委託料440万円、霊柩車運転業務委託料367万円、維持修繕工事72万3,870円でございます。火葬件数は126件でございます。甲田火葬場にかかりました584万2,531円の主なものは、火葬場業務委託料241万5,000円、霊柩車運転業務委託料144万9,000円……。

〔今のこれを直した分、先ほど訂正をした分のところを言っているのかとの声あり〕

失礼をいたしました。今説明をさせていただいておりますのは97ページからで、先ほど部長のほうで訂正をさせていただきました数字で申し

上げております。

〔説明書と違うとの声あり〕

いや、これでしていますよ。

川角委員長

暫時休憩します。

~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは再開をいたします。

続けて説明を求めます。

久保市民課長

主要施策の成果に関する説明書97ページをお願いいたします。光台苑の火葬場管理業務委託料440万に御訂正ください。それから霊柩車運搬業務委託料376万円に訂正をいただきまして、合計が816万円でございます。火葬件数は126件でございます。甲田火葬場は、火葬場管理業務委託料241万5,000円、霊柩車運搬業務委託料が144万9,000円、合計が386万4,000円、火葬件数は75件でございます。蓬萊苑につきましては、火葬場管理業務委託料230万円、霊柩車運搬業務委託料を480万円を496万円に御訂正いただき、合計が726万円でございます。火葬の件数は180件でございます。流雲閣につきましては、火葬場管理業務委託料が529万2,000円とございますが、480万9,000円に御訂正いただき、合計が480万9,000円でございます。

合計は2,273万6,000円を2,409万3,000円に御訂正をお願いいたします。総件数は457件でございます。以上で説明を終わります。

川角委員長

続いて、毛利人権推進課長。

毛利人権推進担当課長

それでは、平成19年度人権推進課にかかわります決算について御説明いたします。

まず、主要施策の実施につきましては平成19年度主要施策の成果に関する説明書により説明申し上げ、それから19年度の決算につきましては歳入歳出の事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書の65ページをお開きください。人権啓発活動につきましては、人権とは私たち一人一人が日常生活を送る上で最優先すべき基本ルールとして、人権尊重の理念が市民に定着し、豊かで暮らしやすい社会の実現を目指し、上期では7月を人権尊重の強調月間に定めまして、また下期には、12月の人権週間を中心として関連事業を実施してまいりました。全市民を対象とした事業を人権推進担当課において開催し、各地域住民を対象としたものにつきましては、人権会館並びに支所において人権啓発事業を行っております。

全市民を対象として人権フェスティバルを、市内の人権擁護機関並びに人権啓発団体、PTA、青少年団体、女性団体など国の機関、民間団体による実行委員会を設置し、市とともに共催、実施をしております。

内容につきましては、小・中学生、一般の3部門による人権標語の募

集、これにつきましては平成18年より520名多い11,759の応募をいただき、人権に対する市民の関心が広がっております。また、人権講演会、映画上映も行い、延べ420名の参加を得て、法もとの平等とか人権尊重、命のとうとさなど人権尊重の理念普及の定着に努めております。それから行政関係機関、民間団体を対象として4回連続の人権啓発の連続講座を実施し、被差別民の担った文化、芸能、産業の振興につきまして大学の先生を講師として講座を行い、延べ231名の方が出席をしております。

人権会館、支所におきましては、人権相談員を中心とした総合相談事業の実施や、人権大学、人権セミナー並びに健康教室等を開催し、会館便りとか小冊子等、広報媒体によりまして地域住民への人権啓発や福祉事業を推進してまいりました。

さらに男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画の実現を図るため平成17年度に策定した市の男女共同参画プランに基づきまして、全市民を対象とした講演会の実施、それから市内の3ブロックを巡回した男女共同参画リレーイベントを行いまして、この運動の啓発に努めました。

住宅貸付金の償還につきましては、償還期間が25年の長期にわたる中、この間、借り受け者や保証人の中には失業あるいはまた高齢化が進み厳しい経済状況に陥るなど、極めて回収困難な状況にあります。そのため債権回収事務取扱基準を定めまして、借り受け人の滞納要因の把握に努め、催促、面談等々をして個々の経済状況に応じた再建計画などを提案するなど、貸付金の回収に努めてきたところであります。

それでは、19年度の一般会計の歳入歳出決算書の事項別明細書によりまして、歳入歳出の御説明を申し上げます。

〔説明が長いとの声あり〕

川角委員長  
毛利人権推進担当課長

一応予定しておられるので、説明を続けてみてください。

35ページ、36ページをお開きください。15款の県支出金、2項県補助金、2目民生費県費補助金、1節の社会福祉費補助金、調定額、収入済額とも1億3,623万7,000円のうち、3段目から3項目ずつあります隣保館の運営費と補助金、これは4款の人権会館の運営費の補助金です、2,792万1,000円。それから住宅新築資金等貸付助成事業費補助金325万2,000円、これは昭和56年から61年の間の起債の借上利率と借り受け者の貸付利率の差額分の補填補助金として325万2,000円計上しております。それから住宅新築資金等貸付助成事業（償還推進助成）補助金81万3,000円、これは事務費の補助でございます。

53ページ、54ページをお開きください。20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付元利収入は、調定額は3億7,495万2,254円に対し、収入済額は2,774万7,800円で、収入未済額は3億4,720万4,454円でございます。2目の結婚支度資金貸付元利収入は、調定額388万981円に対して収入済額42万743円で、収入未済額は346万238円でございます。3目の世帯厚生資金貸付元利収入は、調定額22万823円に対し収入済額は

ゼロです。したがって、収入未済額も22万823円でございます。

それでは続いて、歳出のほうを御説明いたします。87ページ、88ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目人権推進費、予算現額3,032万9,000円に対し、支出済額2,571万5,269円です。なお、翌年度の繰越額、繰越明許費でございます。青少年の実態調査の集計がおくれまして、これが翌年度への繰越額201万6,000円となっております。青少年プランの策定委員の報酬25万2,000円と、業者の委託費176万4,000円でございます。それから7目の人権会館費では、予算現額6,414万5,000円に対し、支出済額は6,280万1,569円でございます。

以上で人権推進担当課の決算概要につきましての説明を終わらせていただきます。

川角委員長  
山本税務課長

続いて、山本税務課長。

失礼します。税務課の関係と滞納整理対策本部の関係を説明させていただきます。

まず最初に、税務課の関係の説明をさせていただきますが、税務課は収入が主なこととなりますので、決算書の15ページ、16ページで税の歳入について説明させていただきます。

市税全体で総予算額37億1,219万8,000円総予算しておりましたが、調定額で38億9,149万8,282円の調定になりました。それに対する収入済額は37億366万2,239円でありました。収納率にいたしまして95.15%になりました。前年が94.75%でありましたので0.4%アップしたということでありまして、不納欠損額であります。総額で2,115万2,842円ほどいたしました。件数等でありまして、897件、人にして271人ほど実施いたしました。次に、収入未済額であります。1億6,750万5,476円収入未済額となりました。収入に対します未還付額が、備考欄に書いておりますが、82万2,275円ありました。

詳細であります。それぞれ現年、滞納という形で説明をさせていただきます。最初に市民税の個人市民税であります。現年分の調定額が12億4,229万3,500円でありました。それに対する収入済額は12億2,689万1,618円でありました。収納率は98.73%であります。不納欠損額は10万211円、収入未済額は1,567万5,212円、未還付額が37万3,541円あります。現年分につきましては、税源移譲が19年度行われまして、前年に比べまして調定額で2億9,300万円余り増額となりました。それで収入済額も2億9,200万円ばかり増額となっております。

次に、滞納分であります。調定額4,441万8,441円、収入済額が929万8,507円、収納率は20.9%であります。不納欠損を398万33円ほど行っております。収入未済額が3,115万5,135円、未還付額が1万5,234円あります。

次に、法人市民税であります。現年分、調定額が3億5,359万6,600円、収入済額が3億5,325万9,400円でありました。99.88%になります。収入未済額が41万2,200円あります。未還付額が7万5,000円。法人の



滞納繰越分であります。調定額が573万3,715円、収入済額が173万2,100円、収納率は30.21%になります。不納欠損はありません。収入未済額が400万1,615円あります。

次に、固定資産税であります。固定資産税の現年分、調定額が17億9,612万6,300円、収入済額が17億6,995万7,724円あります。収納率は98.52%あります。不納欠損を60万4,300円行いました。収入未済額が2,589万8,376円あります。未還付額が33万4,100円ということあります。

次に、固定資産税滞納分ですが、調定額1億1,721万478円、収入済額1,500万7,142円、収納率は12.8%あります。不納欠損を1,621万3,898円ほど行っております。収入未済額8,599万1,438円、未還付額2,000円あります。

次に、国有資産等所在市町村交付金であります。調定額2,079万8,800円、同額収入しております。

次に、軽自動車税ですが、現年度分、調定額9,007万2,900円、収入済額8,877万4,800円、収納率は98.54%になります。不納欠損を4,000円しております。収入未済額が130万9,300円あります。未還付額が1万5,200円、軽自動車税の滞納繰越分ですが、調定額435万9,600円、収入済額105万4,200円、収納率は24.02%になります。不納欠損額が25万400円、収入未済額306万2,200円、未還付額7,200円あります。

次に、市町村たばこ税ですが、現年度分、調定額が1億9,175万4,398円、同額収入しております。

次に、入湯税ですが、調定額2,513万3,550円、同額収入しております。

続きまして、滞納にかかわる延滞金を徴収しております。ページが51ページ、52ページになります。決算書の。51ページ、52ページの一番下になるんですが、287万3,330円ほど延滞金を徴収いたしました。

収入の主なものについては以上で終わらせていただきます。

支出の関係ですが、支出の関係と滞納整理対策本部の関係のこの説明を、主要施策の成果に関する説明書で説明させていただきます。

62ページ、63ページをお開きください。まず63ページのほうを見ていただきたいんですが、税務課のほうでは固定資産税の評価の統一ということで、17年度から現地の調査をしております固定資産適正化事業というのをやっておりますが、これの説明をさせていただきます。

宅地、宅地並み雑種地の評価方法を統一するというので、まず現地を調査しようということで17年から始めさせていただきました。19年度は3年目に当たりまして、吉田町、美土里町の現地調査を行いました。一応これで全市、19年度をもちまして現地調査のほうは全部完了したと、こういうことあります。それに加えて、実施内容のところにも記載させてもらっておりますが、21年度の評価がえのために、不動産の鑑定評価、それと路線評価を行わせていただきました。不動産鑑定評価は、吉田町を除く旧5町あります。それで路線評価は吉田町をやらせてい

ただきました。費用は、その下の表にありますように19年度総計で7,498万2,603円ほどを使いました。内訳は、そこに委託料、事務費、電算費ということで書かせていただいております。

現地調査の結果をそこへ3年間上げておりますが、19年度は208.06平方キロほど対象にいたしまして、対象筆数が1万2,150筆、対象画地数1万1,900画地ほど実施いたしました。鑑定評価は330地点行いました。路線評価は1,020路線行いました。

成果と課題ということで書かせてもらっておりますが、適正化事業で21年度の評価がえに宅地及び宅地並み雑種地の課税の統一をとということで、現地調査した結果を反映さそうということでやっとなんですが、6,000筆以上の台帳と現地との不整合がありまして、いきなり黙ってばっと21年へ変更して課税したのでは大問題になるだろうということで、24年度に延ばさせていただくことにさせていただきました。その間調整を行いまして、24年度で統一した課税でいかせてもらうという課題を抱えましたが、そういう結果になりました。

税のほうは以上で終わらせていただきまして、滞納整理対策本部の取り組みについて御説明を申し上げます。

62ページのほうをごらんいただきたいと思います。先ほど税の市県民税のほうで税源移譲という話をいたしました。19年度は、厳しい財政状況の中、国から地方へと税財源の移譲が実施されました。これまで以上に自主財源の確保が重要事項となりまして、一層の収納率の向上が問われる初年度となりました。

実施内容に記載しておりますが、対策本部では、関係課に自主納付の動機づけを行うことと法的措置の強化をしようということの基本方針にいたしまして、対応は、未納者の実態に合った徴収活動を行おうということで取り組みをいたしました。その中に集中徴収強化月間、5月、7月11月、3月を年4回設けまして、それぞれこの強化月間に合わせた徴収計画をつくり、徴収に当たりました。税の徴収におきましては、県下で初めて軽自動車のタイヤロックによる差し押さえを7月に行いました。このように法的措置の強化も図りまして、加えて11月からは徴収専門官の登用を行い、徴収体制の組織強化も図りました。

それらの取り組みの結果をその実施内容の後段に件数を上げさせていただいておりますが、税のほうは差し押さえ予告を160件行いました。そのうち125件差し押さえをいたしました。裁判所へ要求するんですが、交付要求を25件ほど行っております。国保の関係になりますが、1年以上滞納した人には国保の保険証を発行しないというのが要綱であります。発給停止、要するに資格者証の発行した人が58件、滞納を分納するというのできっちり分納をする人には1カ月の短期保険証というのを発行しておるんですが、その保険証を発行した人が129件やっております。水道課の関係ですが、水道料金の関係ですが、給水停止の予告を646件行いまして、実際に給水停止をしたのは88件行っております。このほか

入札の参加資格の認定とか市営住宅の入居の申し込み、生ごみの処理機の補助金の交付、これらについて、滞納しとる人は認定の可否の条件といたしました。市営住宅の入居で滞納者が入居の相談に来ております。滞納があるということで、これをきちっとしてもらわなければ入れられないというふうに話をいたしましたら入居を取り下げたというようなことが1件あります。

これらのことを行いまして、成果のほうであります。現年分の収納率は98.3%でありました。過年度分は11.2%でありました。下の表に現年、過年、税とそれ以外というふうにまとめさせていただいております。その表でござんいただいてもわかりますように、全体的には前年度に比べて現年分は0.6%の増となりました、収納率がですね。過年度滞納分については0.8%の減となりました。現年分の収納率は上昇傾向にありまして、前年度の現年分の繰越額と本年度の現年分の繰越額を比較いたしましたら、2,480万円ほど前年度に比べまして滞納となったものが減っております。過年度分は年々下がっております。これは随分と困難な事案が残ってきたと、なかなか厳しい状況になってきとるということで、税にしても他の使用料にしても収納率が下がってきよると、こういうことになっておりますので、今後さらに法的措置の強化等を考えていかなければいけないというふうに思っているところであります。

以上で税と対策本部の説明を終わります。

川角委員長

それでは、以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

亀岡委員。

亀岡委員

いろいろ説明がありましたが、一番新しいので聞きましたので、今、税のほうの関係でお尋ねをしてみたいと思います。

申し上げるまでもなく、この市税ですね、財源確保のため、これは一番自主性、主体性のある収入源です。このところで大変その収納等においては苦勞もしていただいとるし、困難な中をやとっていただくということも説明を今受けまして理解をしておるところであります。

ただ、成果と課題、とりわけ課題ですね、この課題のところを考えてみますと、なかなか大変な事態だと思ふんですよ。特に固定資産税適正化事業、これが、見ますと、当初の計画では今年度中に達成できて21年度から適正な課税が行われていくようにということであったわけですが、ここでこれが3年間延期ということは、さまざま考えまして大変な重要な問題だというふうに私、見るんですね。

19年をやってこられた取り組み、また今年度の取り組み方、そこらでこの3年間延期の理由といいますが、そこらの具体的な面を一つ詳しく聞かせていただきたいと思ふんです。

川角委員長

それでは、ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

山本課長。

山本税務課長

今の延期した理由の主な内容なんでありますが、宅地、雑種地いうと

ころでうちのほうに台帳になつととここで、農地、田んぼ、畑というよ  
うなところがあるんですが、現地に行きましたら宅地という形のところに隣  
の田んぼが埋められたという、しかも全部埋めておられるのならいいで  
すが部分的に埋められとるとかというのがあったり、行ってみたら形状が  
変わつとるとか面積が違うという。その変わった状態が台帳と6,000筆  
以上ちょっとあるんです。うちに見てきた分で直接21年度でばさっと課  
税したのでは、どうしてかというところで大問題になるというふうに感  
じておりました、納税者への理解を求めなければいけないというところ  
がありますので、その理解を求めるように、うちも計測は、簡易の計測で  
はあるんですが、やっておりますんで、その辺で面積の調整をさせても  
らったり、現況とうちの台帳が違うことを説明して、理解を求めながら  
24年度へ移行していきたいというふうに考えとるわけです。そういう意  
味では6,000筆以上の、6,300ぐらいだと思っておりますが、筆数があるんで、  
時間を20年度単年度では無理だという結論を出したわけです。

20年度、本年は何をしよるかというたら、その食い違いについて問い  
合わせしなければいけない形のものの通知をしなければいけないのですが、  
それらをできるように今コンピューターの内容、制度を整備して、本年  
度はいっています。実際に納税者と交渉を始めるのは来年度からという  
ことで動いております。

当初の計画は、調べたらすぐ次の年に問い合わせをしようということ  
でやりよったんですが、調べれば調べるほどどんどん出てきて、問  
い合わせをするという時間がとれんようになったということがありまし  
た。というようなこともありまして延期をさせてもらったということであ  
ります。

川角委員長  
亀岡委員

亀岡委員。

冒頭から申し上げておりますように、これ大変な仕事だということは  
ようわかるんですよね。ただ問題は、じゃあこれからどういうよう  
に取り組めばいいんかというようなことについて、私はこれ、現場は説明  
できますか、現場の方。野村さん。あなたが現場でやとられるわけ  
ですね。

野村税務課主査  
亀岡委員

滞納については。

ええ、滞納整理とか適正化問題もそれぞれおられるでしょうが、ち  
っとそこらをですね、どうなんですか。

川角委員長  
亀岡委員

ちょっと、亀岡委員、全体的に.....。

いや、そりゃあ、だからその部分ちょっと問うておくわけよね。あの  
ね.....。

川角委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~

川角委員長 再開いたします。

亀岡委員。

亀岡委員 それで、これはこういうふうな計画を立ててやってこられたが、しかし、3年間の延期をしなければいけないという事態になったんですね。実際はこれを解決していくには、実際に現場に出てこの仕事に携わっておられる関係の方、職員の方ですね、ここらあたりで直面しているこういうところが問題なんだとか、あるいは聞いておりますと、説明を、やっぱり人員体制、そこらにも問題があると思うんですね。ですからそこらのことについては、どのように仕事に携わっている中で考えを持っておられるのか、そこらも聞かせてもらわなければわかりません。

川角委員長 それでは、ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 今の取り組みの状況の中で、固定資産税の適正化事業を24年度、確実に反映させていくということについて、人員のことを今心配していただいたように思うんですが、これらについても、上層部の方と今後協議しながら詰めていきたいというように考えております。具体的にどうするかということについてはまだ協議もしておりませんし、人員のことも話ができれば相談もしていきたいというふうに考えております。

川角委員長 亀岡委員。

亀岡委員 税の問題については、これまでもたびたびこういう場面はあったんですけど、外部から人を得て取り組んできたという経緯もございます。中で、これは機構の問題のところでは先般も話がありましたが、その中で課題としても、職員数が減少する中で専門的知識を有する職員の養成なんかが必要なんだと、こういうことも言っとられますね、まことに当を得たことですね。具体的に、じゃあどういうふうなそこをに取り組んでいくのか、今も課長も言われましたが、人員体制のことも今後詰めていかなければいけないというふうには言っておられるわけですが、これ市の幹部のほうとしては、そこらについてはどのように考えておられるんですか。

特にお尋ねしたいのは、やっぱりこの市の中で専門的な技量を持つ職員を養成していくというのは、これはのっぴきならんことだと思うんですね。この分野だけにこだわるわけじゃありませんが、特にこの面は特別にそうだと思うんですね。その点についてお伺いしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 御指摘のとおり、職員数が減少をしていく中で、しかも滞納だけではなしに、いろんな高度の技術なり知識を持った、そういった専門性の高い職員の養成をしていかなければいけないという、ある意味での非常に厳しい状況での取り組みになっております。

実際、今行っておりますのは、県等へ派遣をしてそういった実務をいわゆる習得をさせて帰る、または技術センター等につきましてもそうい

った派遣をして土木技術の習得をさせる、また建設関係におきましては、相互派遣等々でそういった県の土木技術等々の習得をさせると、こういったいわゆる実際の面でのそういった技術を習得させると、こういったことを一つはしております。

もう一つは、いわゆる一般のそういった能力ということを含めて、県の研修センター等々で行われております研修にも積極的にやはり派遣をさせて、職員の能力の向上を図ってるということです。

と同時に、もう1点私どもがいわゆる注目しておりますのは、行政評価システムを現在行っておりますけども、その事務事業等について、いわゆる個票をつくって管理をしておりますが、その管理を、管理職、課長職とかグループリーダーが目標と工程を定めて、それに沿って職員をしっかりとやはり管理監督をする、職員はその目標と工程に向かって日々事務の執行をしていくと、こういったいわゆる仕事のありようを含めてやはり変えていかないと、単なる個々の職員の技能アップというだけの問題ではないんだろう、つまり、組織的にそういったことがやはりちゃんとできるということが必要なんだろうというふうに思っております。

そういった意味で、それぞれの各職場では朝礼をやりましたり、または課長会議、または課内会議等々を組織的にやっていただいて、そういったところも徹底を図っていただいているというふうに私どもは思っております。以上であります。

川角委員長 それでは、ただいままだ質疑中でございますが、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは再開をいたします。

続いて質疑がございましたら……。

〔字句訂正の声あり〕

ちょっとその前に、失礼いたします。一部、字句訂正が出たようでございますので、ここで字句の訂正をしてください。

久保課長。

久保市民課長 申しわけございません。主要施策の成果に関する説明書の98ページでございますが、成果及び課題というところで斎場と記載してございますが、火葬場に訂正をお願いいたします。

川角委員長 それでは訂正は終わります。

続いて、質疑ございますか。

亀岡委員。

亀岡委員 今、休憩中に委員長として所見を公表されたんですが、それは当然だと思っんですね。当初の計画と進めてきた経緯がそんなに大きく変化はないんだというのなら、それはそのとおりだと思うんですよ。ところが

向こう3年間もかけなければ当初計画したことが進まないんだと、そのとおりにいかないんだということになると、これは議会、私たちお互いが直面する重大な問題なんですね。しっかり議論をやらないといけん。その点では結構いいことを委員長言われたなと、これは必ず勉強会を次に開かないといけんということなんですね。次の予算で常任委員会をどうなんだとか各委員会でやれと、そういうような簡単な問題じゃないんですね。

申し上げるまでもなく、この固定資産税の適正化事業というのは、固定資産税は将来にかかわる基本を決めていくんですね、この適正化事業。これは、本当にこれまでそれがこういうふうな事態になるのは何が原因だったんかというのをこの際はっきりして、そうしてそれならいけるだろうということまで我々議員も承知しなければいけん問題なんですよ。それがあって、私は今回の決算は初めて認定の是非を問うことができるんだと、こういうふうに思います。

それはちょっとイントロが長くなりましたが、要するに適正な課税が行われてこそ初めて市の行政推進上、財源の調達が可能なんだと、こういうふうに思いますので、特に財政健全化計画にも、これは年度的にいえば、私は当然21年度から先の税収ということでは計画の中に入ると思うんですね。ですからそこらも含めてやっぱりこのところが実際に問題なんだというのを、さっきも総務部長も少しは言及されましたが、そのとおりに具体的にやっぱり実践、実行していつてもらいたいと思うんですね。ですから人員体制に問題があるというのなら、その体制はぴしゃっとできるようにしていくんだと。そこらあたりのことをやっぱりこれは市長が先頭に立ってはっきりされんと、私はやっぱりこの問題を真剣に取り組んでいくということにはならんと思うんですね。

ちょっと私が長くなりますが、さっき現場のほうの意見も聞きたいと言ったんですが、これは委員長が指名されればそこらの問題はどうかというのは聞けるんじゃないんですかね。それが聞けんとしましては、必ずこの問題については執行部と我々議会がぴしゃっとした勉強会をやるんだと、このことについて、いかようにしていったらいいんかというようなことを具体的にこれからやっていくようにしなきゃいけん、そういう問題だと思います。以上です。

川角委員長 今、亀岡委員のほうから、現場へ出た人の意見ということがあったんですが、このことは、その担当課の中で出た状況について課長が把握しておれば、課長のほうの答弁で十分ではないかというふうに思うんですが、そこらいかがですか、課長、答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 今、委員長が言われるようなことでよかろうと思いますけど。

川角委員長 今、答弁があったんですが、どうも今のは納得がちょっといかないのではないかと思いますので、十分把握しているのなら把握してというような答弁が必要ではないかと、そこらをもう少しちょっと具体的に

お願いをいたします。

山本税務課長。

山本税務課長 現場の職員の声を聞きたいという意見だったろうと思うんですが、その現場を統括する者として、自分が答弁できんかったらその担当の者に答弁させるということでやらせてもらえばというふうに思います。

川角委員長 課長と委員長のやりとりではいけませんので、そこから先ほど亀岡委員のほうから、やる上において何か現場で非常に問題があったのかどうかというふうなことがあって、そこが聞きたいんだらうと思うんで、このことを進めた中で何か特筆することがあれば、一つ報告ということで済むのではないかと思います。お願いいたします。

廣政部長。

廣政市民生活部長 この固定資産税の適正化事業の一つの目的は、御承知のように、16年3月にそれぞれ6町の合併をして新しいこの安芸高田市が生まれたところでございますが、先ほど税務課長が言いましたように、この固定資産税と申しますのは、税の中でも一番景気に左右されない、我々のこの市の財源にとっては基幹的な一つの大きな財源であります。先ほど御質問のように、この固定資産税と申しますのは3年に1度の見直しをかけてそれぞれ賦課をしていく。1月1日の台帳でなく現況課税としてこれを課税をさせていただく。合併当時、それぞれ町境もありますが、同じ宅地等で町境によってある程度評価も違ってくるというようなこともございまして、そこらを、まず先ほど言っておりました公平・適正化という観点から見れば、これは全市としての安芸高田市としての固定資産税の評価というものを統一すべきだろうということで、本来この事業に係ってまいったところであります。

調査等も、先ほど報告しましたが、これも全筆終わりました、ただ、この課税をすると台帳と相当の開きがあるということでもあります。要するに1枚の田んぼを全部宅地にしてあげれば、これは宅地ですとすぐ協議、説明もわけはないんでございますが、半分とか3分の1とか、それぞれ宅地化されたというようなこともございます。そこらが今度は当然田んぼと宅地の評価、雑種地の評価というのは違うわけでございますから、当然田んぼからの宅地化になりますと税金も上がってきますし評価も違います。そういった点を先ほど税務課長が言いましたのは、一度にそれを21年度からやっていきますということはちょっと難しいということでもありますので、ある程度、納税義務者、地権者とこれらの説明をしていくというのが必要であります。

それができたら22年度でできるかといいますと、先ほど言いましたように、この固定資産税というのは3年に1度の評価の見直しということがございますので、21年度の評価を逃したら次の3年後の評価がえをやっていくということでもありますので、それまでには何とかこの6,000筆以上のものを御説明を申し上げて課税をして公平・適正化を図っていきたいと、こういうことでもあります。よろしくお願いいたします。



川角委員長　それでは、そのほか質疑ございますか。

岡田委員。

岡田委員　続いた質問の形になるわけですが、これ私も一遍問いただしたところ、やっぱりそういう誤差が生じると。現状課税ができてない面もあるという答えをいただいとるんで、その分では私は理解したわけですが、ただ、評価がえということになりますと、この現状評価の認識を職員の方々がどのようにされるかと。ただ面積が、今、部長が言われましたように、例えば1反の部分を3分の1埋めたから、そうかといって物差しではかって事が済むような問題ではないというのも、せんだっての何か決算委員会か予算のときにお尋ねして聞いたわけですが、となると、その地権者と測量をするのに、その測量費はどちらがどのように見るのか、当然地権者が持たなければいけないはずなんだと私は思うんですが、それと同時に、過疎化というか、家がなくなった。現状評価ですが、これ民間委託して7,498万2,603円の19年度の決算が出とりますよね。その金は委託費もありますから業者委託して見てもらったんですから、その結果、台帳と合わんということが判明したわけですから、その家がなくなった場合のところまでそれがあらんかどうか、1点お尋ねしたい。

川角委員長　答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長　現場に行ったら宅地になっとして、行ってみたら家がないというのがあります。もう一つは、面積が中途半端、全部埋めとらんような分ですね、測量費をどうするんかという。これについては、もうこの委託の中で、簡易測量なんですけど大体の面積は出してきとるんですね。正確にはかったんとは精度は悪いんで違うと思いますが、うちのほうでは納税者の人と交渉することを想定しとる中で、簡易で面積を把握しとるんですが、それでやらせていただいてもいいですかと。それで不都合でしたら実測の面積を提出してくださいと、このような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

家が建っとして、宅地でうちのほうは登録されとって、ほいで今行ってみたら家はないという部分がありますし、その分は本当を言えば随時やっていかなければいけないのですね。今のこの事業で発見した分については、わしのだけ先やるのかというようなことが起きるんです。ほんで、もう合わせてやらざるを得んというふうに今考えてます。

川角委員長　ほかに質疑ございますか。

入本委員。

入本委員　決算書の88ページの人権推進費と人権会館費の問題でございますけど、特に人権意識の高揚に努めなければならない上において非常に大切な予算だと思っております。そこで繰越明許費が発生しとるわけですが、2件、その2件と、それから予算の流用と充当が出とるんですが、しかもこれには不用額が発生しとるわけですが、そのあたりの説明をお願いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 繰越明許につきましては、青少年プランの策定に当たりまして、市民への青少年施策にかかわる意向調査を実施いたしました。その集計といえますか、応募といえますか、お願いしたものが回収率が悪かったということで、それで次年度にまたがったということで、25万2,000円が策定委員の報酬3回分と、それから13の委託料176万4,000円は業者委託料が主な理由でございます。

それから流用につきましては、職員が4月の半ばぐらいから長期の休養に入りました。そういう中で人権会館から人権推進員のほうへ賃金の流用を行ったり、それから今度は八千代の人権会館と、それから高宮の人権会館の臨時の雇用につきましては、それで不足が生じたということで予備費から充当しとるのが主な原因でございます。

川角委員長 入本委員。

入本委員 今の説明では、委託料でも業者の委託料でと言われたのでは、これ書いてあるとおりなんで、ここに繰越明許になった理由と、どういう内容の委託料とか、青少年育成プランの作成で3回分というけど、この決済はまだこの時期においてもどういう状況なのか、決済されてないのかされてるのか、そこらまで説明していただかないと。お願いします。

川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 青少年の育成プランにつきましては、前年度1月から策定委員会を開会いたしまして、19年度で2回実施を行い、それから20年度に入りまして3回、計5回を、9月の17日に第5回が終了いたしまして、一応全体の青少年プランの基本的な計画から施策の実施にかかわるものまでのまとめ、整理を行いまして、近々に市長のほうへその答申が行われるような状況下でございます。

川角委員長 今、もう一つですね、委託料の関係の説明が落ちておるといことで、続いて答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長 業者の委託料につきましては、まだ全然支払いをしておりません。ですから全体のまとめの業務委託にかかわるものと、それから市民への本編並びに概要版の作成費が主なものとして含まれております。

川角委員長 入本委員。

入本委員 少年プランの件ですけど、18年、19年、20年とまたがっような言い方をされるんですが、これが繰越明許にいうのは、この20年度の予算とのかかわりというものは、その点はどうなっとるのか説明いただきたいのと、そしていまだに委託料の176万4,000円が未決済であるという理由が理解できないんですが、そのあたりはどういうふうに考えてるんですか。

川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 業者への委託料につきましては、このプランの全体が終了してから支払いをするという契約になっておりまして、策定費のものと、それから印刷製本費、それを含めたものということで、今、市長への答申が終了して、そして市の青少年プランとしてから調整が整った段階で支払いなり、印刷が終わった時点で全体を支払う予定にしております。

川角委員長 入本委員。

入本委員 この計画そのものが19年度の計画でしょ、それが現在まだ、だから今の私が理解するのは少年プランの作成に176万4,000円かかるというふうに理解するべきなのかと思うんですが、余りにもずさんな計画ではないかと思うんですが、そのあたりは、推進というものはこういう人権の意識を高揚に努めたいと言いながら、担当課がこれだけの予算を組みながら現在に至って決済できない状況というのは、私は人権問題を預かる人間として非常に怠慢としか思えないんですが、何か特別な理由があって今日までいっておるのか、そのあたりをお聞きします。

川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 主な理由としては、意向調査の集計がおくれたというんが大きな原因でございますけれども、もう一つには、4月の中旬から職員が長期の休暇に入って、青少年プランを担当してる者が欠員になったということで今日に至ってるというのが大きな原因でございます。

川角委員長 入本委員。

入本委員 そのために機構改革でグループ制とか聞こえのいい言葉があるんですが、そのほうが全く機能してないというふうに理解をせざるを得ないし、これはいつ、20年度のことをどうのこうの言われたんですが、どういう計画を今後持っておられるんですか、この予算に対して。

川角委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 先ほどもお話しいたしましたように、9月17日に第5回の策定委員会を終了しておりまして、もうすぐ市長のほうへ答申ができるような状況下にございます。それで10月の間では印刷製本して皆さん方のほうへお配りするような状況になろうかと思えます。支払いもそのごろになると思えます。

川角委員長 入本委員。

入本委員 それでは、成果表の97ページのほうをお願いします。以前から狂犬病について伺ったんですが、注射実施率が5%上がるとということは評価いたします。しかしながら、この狂犬病が現在日本において発生していないという位置づけの中で現在続けとられるわけですが、この裏返しをすれば、18%の犬が注射していないということになると、死に至るというものの中だったら、凶器を持った、言い方をかえれば、ものがそれだけ野放しになっるとという状況にあらうと思うんですが、法的な処置と、それから犬の飼い方の内と外があらうと思うんですが、そこらの分析は

どのようになっとるのかお伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。  
久保市民課長。

久保市民課長 予算のときにも若干方針として説明を申し上げたかというふうに思いますが、この今の犬の登録及び注射というのは、飼い主責任においてということで実際に登録をして注射をしてということを実施していただいて、登録をしとって注射をしてないというのはおのずとこの表でわかるんですが、登録をされていない犬がどうなんかというのは、御近所からの声も含めて、そういうのをいただいたときには出かけていって、おたくにはおりますよねというのがなかなか把握しにくいところなんです、大事に大事に扱っておられる犬というのは中で飼っておられる犬でもきちんと登録をしたり注射もされてますが、外で飼っておられるのも含めて、登録をされてないというのに対しての私たちのできることというのは啓発というふうに考えておりますので、予算のときに申し上げたのは、広報しながらということと、いろんな方の御協力をいただきながら、登録をしてない、注射をしてないという分についての啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

川角委員長 それと、法的にどうなっておるかという質問があったんで、答弁を求めます。

久保市民課長 大変申しわけないんですが、ちょっとお時間をいただきまして後ほどお返事をさせていただくということをお願いいたします。

川角委員長 後ほどですね。  
それでは、続いて質疑を受けます。  
入本委員。

入本委員 この飼い主責任に問われるというのが非常に難しいので対応はよくわかるわけなんです、それで年に2回されとるわけですが、2回で受けられなかった人の対応というのはどのようになっているのか、啓発されているのか、また、指定した日に行けなかった人の注射ですよ、そのあたりの対応と、今私が申しましたのは、注射を受けられない人の大体登録件数の中でこの2,700から2,200というのですが、この受けられなかったことの数値というものはどのように分解してお持ちですかということ伺ったわけですが、その点がわかればお願いします。

川角委員長 答弁を求めます。  
久保市民課長。

久保市民課長 分析、分解についてはできておりません。最初言われた部分の、受けられなかった人という部分とか、受けられなかったんだけどどうすればいいかというような質問に対しては、お手数ですが獣医さんのところに行って受けてくださいとか、きょうは逃されたけど次はここでやってみようとかというようなことは申し上げております。

川角委員長 入本委員。

入本委員 くだいようで悪いんですが、今のように人命にかかわることなんでし

つくく言わせてもらっとるんですが、その数値というものが、獣医さんのところに直接行かれた場合の報告とか連携というのはどのようになっているかというの、またこれ大切なことだと思うんですよ。やはりこうして市が責任を持って実行するということは、かまれた人の被害のことを思うとこれも大変大きな問題ですし、現在問題になっとるように、犬にかまれても発生は起きないんだということがあればむだなことをしとるということもありますんで、そのあたりが明確なことが必要だと思うんですよ、目的がですね。そういう意味で連携プレーと、それから苦情というのがあるんですが、苦情の対応というのはどのぐらい出て、どのぐらい苦情が解決したのかわかりますかね。

川角委員長 答弁を求めます。  
久保市民課長。

久保市民課長 犬に関しての苦情というのは、19年度におきまして6件ございました。野放しにしてるとか、そういった類につきましては、苦情をいただきましたら当該者のところに出かけて行って折衝しておりまして、解決に向けて努力をいたしております。

先ほどの獣医さんのところに行かれた分についてはそちらから報告をいただきますし、連携はとっております。

川角委員長 ほかにございませんか。  
先ほどちょっと岡田委員の手が上がっておりますので、失礼します。  
岡田委員。

岡田委員 続けて言えばよかったんですが、家屋がなくなった場合は、あそこだけやって徴収業務が偏るというようなことなんですが、私は新しいのを、税収を上げるためにやることも大事なことが知らんけども、なくなった方へ、宅地じゃないようになっとるのに、もう家がないようになっとるのに、その宅地の課税を取るというのはね、それはいかなもんかと。その答弁がなかったです。

それが一つと、もう1点は、予算の説明書の65ページ、課長は詳しくいう説明しちゃったんですよ、人権啓発事業。この成果表に基づいて説明する言うちゃったが、これ以上に物すごしゃべっちゃったよね。ようわしもわかっとらんのですが、日常生活を送る上で云々とずっとありまして、人権擁護関係機関及び民間団体との連帯のもとにと、こうなんですが、この民間団体というのは旧部落解放同盟の、今は名前変えられて安芸高田市人権協会ということになったんですが、この団体も含まれとると思うんですが、お尋ねするのと、それから、人権講演会を開きましたということでここに列挙してあるわけですが、その説明の中に被差別問題を含めて講演をしたと、たしかそのように私は聞いたんですが、大学の講師に来てもらって講演を受けたと。大学の講師の名前と、お尋ねいたします。

川角委員長 答弁を求めます。  
山本税務課長。

山本税務課長 家屋の件を質問されたと思うんですが、調査に行ったら家屋がないのに家屋へ税金かけよるかということだったんだと思うんですが、それについては家がないんで、当事者に言うて台帳から消すような届けをしてもらったりして対応していくようにしております。

川角委員長 続いて、毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 民間団体というものは、そこに列記しておりますPTA、それから青少年育成市民会議、それから女性連合会で、人権協会は入っておりません。

それから、大学の講師を迎えて実施いたしました人権啓発の連続講座4回の実施につきましては、講師の名前ですけれども、桃山学院の名誉教授の沖浦和光先生です。以上です。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

秋田委員。

秋田委員 先ほど入本議員のときに続けて言えばよかったんですが、狂犬病の注射の件でございますけれども、ここで97ページの総括としては、犬猫の苦情処理と、それから野良犬、野良猫の保護をしたというふうなことを書いていらっしゃるし、先ほどその苦情等はどのくらいの苦情が出てどのくらい対応したかという中での答弁で、犬が6件だと、野放しを6件対応したというふうにちょっと答えられたと思うんですが、野良犬ですよ、とりわけ。ここらあたりの数とかいう把握は、市内6町しっかりどこどこでどれくらいいるとかいうようなことは把握されていますか。されていますかというのが難しいかもわかりませんが、ただ、苦情の中で野良犬なんかの苦情が出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうことはございませんか。

川角委員長 答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長 野良犬の数の把握というのは、ここで何頭というのはできていないというふうに思いますが、苦情がありました際には、町をまたがってる場合は両町、例えば美土里町と高宮町ということで連携して、そういう動物愛護センターですかね、そちらからもお越しをいただいたりということで連携をとりながら対策をしております。現実的にやっているとというのは、私たちが出かけて行って捕獲というのはできにくいですけども、捕獲するためのおりをお貸しをして、その中に捕まったということで持ってきていただいたものを、処理というんですかね、そういうことを実際にいたしております、猫につきましても同じような状況がございます。

川角委員長 続いて、秋田委員。

秋田委員 実はもう今、高宮、美土里の話もしていただきましたけども、現実的に苦情として高宮美土里境のところに野良犬の集まりがあるはずですよ。対応も今していただいとるのはわかってるんですが、ただ、この間ちょっと話を伺うと、市民課で扱う部分と、それから農政課のほうの駆除ですかね、そこらあたりの連携も踏まえたような話を伺ったんですが、とり

わけ住民の方は、先ほどの狂犬病の話じゃないですけど、かまれた後ではまずいんじゃないかと。それから群れをなして確かに歩きよるんだから、そのことは気になってるというのも意見をいただいておりますんで、そのところあたりの対応を、当然支所も含めて対応はされてるんですが、その連携も含めたところあたりが住民の方はよくわかってないんで、いつになったら対応していただけるんだろうとか、これ19年度の決算ですんで19年度からもう既に発生していることなんでね、そこらあたりは再度連携を確認していただきたいと思うんですが。

川角委員長 答弁は要りますか。

秋田委員 はい、要ります。

川角委員長 答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長 今、秋田議員がおっしゃいましたように、そのように両支所と、それから、地域からやっぱりこの辺にたむろしてる、どういう状況があるという状況をいただきながら、農政課とも連携をいたしておりますし、猟友会とも。ただ難しいのは、駆除をするというところで動物愛護団体からのお声というようなこともあるんで、余りやってるやってるというのがなかなか言えない状況もありますが、現実的にはそういう対応をいたしておりますし、これからは全部が駆除されたわけではないので必要であろうというふうに考えています。

川角委員長 よろしいですか。

それでは、まだ質疑がこの件についてはあると思いますので、一応ここで1時まで休憩に入りたいと思います。1時まで休憩をいたします。

~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは再開をいたします。

質疑を受ける前に、午前中の質疑があった中で答弁がまだしてなかったということで、答弁を受けますのでよろしく願いいたします。

久保市民課長。

久保市民課長 それでは、入本議員さんからいただいております狂犬病の予防に関する措置の御質問についてお答えしたいと思います。

犬に予防注射を受けさせなかった場合、狂犬病予防法において罰則があり、国が20万円以下の罰金に処することになっております。また、人の身体を侵害するおそれがありながら犬を係留しない場合は、広島県動物愛護管理条例により1年以内の懲役または10万円以下の罰金に処せられます。市といたしまして告発をする立場にあります。今後は市内全域に広報紙を全戸配布し、啓発に努め、法律、県条例の違反者につきましては厳しく指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、秋田議員さんの野犬の対応でございますが、地域住民の不

安を取り除くべく、関係課と連携して対応してまいりたいと思います。  
以上でございます。

川角委員長 それでは、引き続いて質疑がございますか。

今村委員。

今村委員 二、三お伺いをしたいと思います。

まず、今、国民の間で非常に課題になっておりますが、年金事業のことについてお伺いをいたします。

このことは制度的には国の対応の問題でございますが、64ページに市としてのあり方の問題で、ほとんど窓口対応だろうというふうに思うわけでございますが、この年金に関してどのような市民の問題点なり課題点があったのか、それから今後の窓口対応について御見解があればお伺いをしたいのが1点でございます。

それから資源ごみの関係でございますが、これも本来町ごとにかなり違った形での対応が進められております。かかわる団体の問題であるとか、それから、なるほど錢目的には統一はされておりますが、この回収及びこの生かし方について、今後、統一的な回収方法についてお考えがあるのかどうか。それから今の補助金なり手数料の関係で、町別の決算額がわかればお示しを願いたいというふうに思うわけでございます。

同じくごみのほうの関係でございますが、19年度は組合に対する負担金も1割余りふえとるわけでございますが、これによる成果及びこのことについてどういうふうにとらまえておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上でございます。

川角委員長 それでは答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長 今村議員さんの御質問でございますが、年金に対して市がやっておりますのは、特に窓口へ相談にお越しになった場合の対応ということが主なわけですが、具体的には年金特別便というのが出ておりますので、それが出されたことによって、それをもって、これはどうなってるんだろうか、具体的なお問い合わせ等を含めましてのというのが圧倒的な部分だろうというふうに理解をしております。

これからもやはり、今まではもらっておられる方でしたけども、今掛けておられる方も含めてそういったものがありますので、相談件数は減ることはないかというふうに思いますが、社会保険事務所との連携をとりながら、市民の立場に立って懇切丁寧をモットーに対応してまいりたいというふうに思います。

続いて、資源ごみについてのトータルを出しておりますので、町ごとに対応が変わってるような傾向もございますけども、実質的にその数字が少ないから取り組みが少ないとかいうことでなくて、例えば一つであっても町全域を含めた対応をしておられる甲田町公衛協のような場合もございますし、いろんな取り組みのされ方をしておられますので、数字としては1しか出てないというても毎月やりよってとか、その申請が1回



にされたりとかというようなこともございまして、成果に関する説明のときにも申し上げましたが、圧倒的に持ち込みの数量の半数以上というものがこの資源ごみの回収事業のほうに回っておりますので、この数字をさらに高めていくという、すなわちそれが環境施設組合の負担金の軽減にもなりますしということで、啓発も含めて対応してまいりたいというふうに思います。

町別の決算というのは持ち合わせていないように思いますが、お示しをしております数字に対する補助金の額というのは今から拾い出しをすればできるかと思っておりますので。

団体へ対する補助金というのは、古紙もアルミもスチールも全部キログラム当たり4円ということなので、これを掛けていただければ実績ということになるかなとは思っています。後ほどはじき出しても同じ数字が出るかというふうには思っています。

それから、これからどうしていくんかという考えということなのですが、さらに進めて、確かに組合に対する負担金を減していくためにできることがすなわち地域なり団体なりの活動の資金になるので、頑張ろうと思っただけのような施策展開をしていきたいなというふうに考えています。

川角委員長 以上ですか。

久保市民課長 いえ、御質問の中身がちょっとよくわかりにくかったんですけど、組合の負担金の1割増になってるこの成果とおっしゃいましたか。

今村委員 そうそう。

川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時09分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~

川角委員長 再開します。

答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長 芸北広域環境施設組合の負担金が18年度と19年度を比較した場合に増になってるといのは、ごみの量の増加と、それから償還の額によってこれが決定していきますので、ということでふえたというふうに理解しておりますので、それが成果にという部分がちょっとよく説明ができませんけど。

川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はございますか。

杉原委員。

杉原委員 市税について先ほど来もあったわけですが、私もちょっとお尋ねしてみたいと思います。

基本的に、税は一般財源の確保と公平性に欠けてはならんということ

が基本的な問題であることは言うまでもありませんが、依然としてこの決算時期にはこれが取りざたされる傾向が強いわけではありますが、いろいろと説明は受けて理解ができませんことにはないんですが、不納欠損額ですね、これが897件で271人ということを知っています。これはどのようなケースのものが対象になるのか、再確認をしたいと思っておりますのでお尋ねをします。

このことについて、今、市民が非常に未収とか不納欠損が出るということについては不満を持っておられるところで、私が言うまでもなく担当課にもよく御承知であろうかと思っております。そこで、ただいまお尋ねをする不納欠損額の対象になるものをお聞かせいただきたいと思っております。

川角委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 不納欠損の対象になった内容のお問い合わせなんですが、地方税法に、執行停止、そして不納欠損処分という流れのところがあるんですが、滞納しとって、その差し押さえをしたりするのにも財産がないと、差し押さえをしようと思うても全くするもんがないという、加えて差し押さえをしたりしたら生活保護になっていく、生活困窮ということがあります。滞納者が市を出まして、外国の人に多いんですが、もう外国へ帰ってしもうとるとか、捜しても捜しても、住所の転居先へ行っても住所はそこにあるが人物はそこにいないとか、不明者ということですね、そういうものについては執行停止という手続をとりまして、即時財産がない者、転居して行方不明な者とかいうものについてはもうやりようがないんで、即時落としてねとか、生活困窮者については3年間様子を見て、3年たってもまだやっぱり原状に回復してこんど、こういうものについては不納欠損で処分してもええという項目があります。

今回やった内容ですが、財産がないものが人数にして110人です。生活困窮者が108人、所在不明が53人という内容であります。以上です。

川角委員長 ほかにございますか。

藤井委員。

藤井委員 まず1点、葬斎場に関する生活環境の整備ということで訂正資料が出ておりますが、この資料に基づいてお伺いしたいと思っておりますが、この火葬件数に対して、いわゆるそれぞれの4施設ありますけども、この火葬場管理業務委託、さらに霊柩車運転業務委託、ここの金額のバランスが大変格差があるように思うわけですが、この件についてお伺いしたいと思っております。

それからもう1点、外国人登録のいわゆる国数、それから人数、そこからあたりをお願いしたいと思っております。

川角委員長 答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長 藤井議員さんの御質問でございますが、委託料に格差がございますのは、委託の形態が個人であったり業者であったりということで若干格差

がございますが、20年度において少し修正をさせていただいておりますので、19年度より少し格差のほうは縮まってこようかというふうに思います。

それから外国人の国の数は、国が13で人員が567名になります。これは3月31日現在でございます。

川角委員長 以上で答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 火葬場につきましては、個人、業者ということで若干開きがあると。さらに今年度修正をされておりますが、そこらあたりちょっと具体的に、どのように修正をされてるのかお伺いしたいと思います。

それから外国人登録でございますが、数値的にはこれで別に異論はないんですけども、先ほども不納欠損のところでも出ましたけども、いわゆる就労ビザ等で特に来てる外国人に対しては、いつ帰国するかわからない、そういうことで、今数字をいただきました567名の外国人が本市に来られてるわけですけども、この外国人の登録者の中で、税に対する滞納が何人おられて金額でどれくらいあるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 外国人の人に限って統計というか、データを収集しておりませんので、今返事はちょっとできんような状態なんですけど、後でまた調べて報告させていただくというのではいけないでしょうか。

川角委員長 藤井議員、即答がちょっと困難だということで、後ほどということで御了解いただきたい。

もう一つ、葬斎場の関係ですね。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時51分 再開

~~~~~

川角委員長 再開いたします。

久保市民課長。

久保市民課長 火葬の業務と、それから霊柩車の運転とございますが、途中でやめられたりとかいうこともございますけれども、そこらが安定をしてきたことと、それから火葬場によって単価が違っておりましたので、それを同じ金額にさせていただいたということで修正をさせていただいたということでございます。

川角委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 火葬場の件については20年度の中で修正されてるということなんで、あんまり深入りはしませんけども、ちょっと理解できないところがある

んですが、人件費にしても、やめたやめないで人件費がそんなに大きく改善されるのかなというところもあるんですが、これはこれとして火葬場の料金も統一ということですので、またこれは新たな機会にさせていただきたいと思います。

外国人登録につきましては、それは後ほどで結構ですので、ただ、住民税だけじゃないんですよね、御承知のとおり国保もあるわけでございまして、今、国の治安が、安芸区でも日本へ就労ビザをとって来られてる外国人が幼い子どもを殺害したという事件がありましたですね、まだ記憶に新しいと思いますが。そういう国の治安、そして本市の治安にも私はつながってくると思うんですよ。そうはいっても3万2,000の本市の人口に対して567名という外国人が居住されてるわけです。そういったいわゆる税の滞納というところから、大きなそういう犯罪、治安に私は結びついてくると思うんです。そういう観点から、私は税の滞納を特に目を光らせて行政がチェックをしていくということをしないと、これはもうますます、外国人登録は減ることはないんですよ、ふえていくばかりですよ。何かそういう事件、事故が起こった段階で振り返っても、私は遅いと思いますよ。

そういう意味で、まず一番行政としてわかりやすいのは、その税の滞納に私は大きなところにつながってくると思うんですよ。税だけやっとならばええということではございません。先ほどの不納欠損にしても大半が外国人という課長の答弁もございましたし、そこらも踏まえて、私は、これは見過ごしてはならん大きな社会問題化になってるわけですから、例えば府中とか海田にしてもかなりの大きな企業がありますので、そこへ外国人の就労者がかなり来てるわけですよ。その自治体、海田にしても府中町にしても、この外国人の滞納というものが物すごく大きな問題になってるわけですよ。だからそこらあたりを今後取り組みをどういうふうにしていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 滞納でそれが犯罪にというのはちょっとあれかと思うんですが、今の滞納者の中には、国保税なんかをとってみたら、特にブラジルの人が多いんですが、ブラジルの国ではそういう社会保障制度がないというふう聞いております。医療費については、日本でいえば生命保険のような感じで入りたい者が入って、それで掛けん者は掛けないという、こういうように当事者のほうから聞かせてもらったことがあります。日本の場合は全員皆保険制ということがありまして、そこらの話をするんですが、なかなか社会習慣が違うもので理解してもらえんというところがあります。そういうような社会習慣の違いの中で理解が得られにくいという部分があって、言葉の違いですか、あっちの言葉がスムーズに話せれば、ある程度心も通じるんかというふうに思いますが、ある市役所によっては、独学だそうですが、ブラジル語を覚えてそういう収納事務

に当たるといような個人の努力のそこをテレビでやっておりましたが、なかなかうちのほうもそこまでにはいかないだろうというふうに思っています。そういうのが実態であります。

それで市民税についても、所得税をもう会社のほうから特別徴収されとるという現状があります。市民税というそのものが相手理解できない。もう所得税引かれとると、それでこれ以上また引くんかというようなところがあって、場合によっては抗議のようになる部分もあります。そこら辺も説明の中で自治体の負担なんじゃというようなこの説明をするんですが、言葉の障害というんですか、理解がちょっと得られないようなところも出たりしております。

対応としては、以前この場だったか予算委員会だったかで、その国の言葉で文書を出すというようなことを考えてはどうかということがありました。県のほうも、ポルトガル語とスペイン語の督促状、催告状、そういった例を示してくれました。安芸高田版をつくって、滞納者の方にはスペイン語、ポルトガル語の督促状を送るようにしています。催告状もその国の言葉を使った催告状を送るように今やっています。あとは言葉の弊害というところで、その辺は、要らんこと言うようなかわかりませんが、市長も外国人就労者の交流の場の確保を考えないといけないといってよく言われておりますので、その辺のところも対策としては考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。以上です。

川角委員長 答弁は終わります。

藤井委員。

藤井委員 今の課長の答弁ですが、滞納が犯罪につながるかどうかということはどうかという、私はそういう認識であるからいけないのだろうと思うんですよ。あえてさっきは外国人の滞納の人数、金額、今わからないということの後でということだったんで、私は後でもいいですよという感じで聞いてましたけども、外国人の社会保障制度が日本とは違うとはいえ、日本に来れば、郷に入れば郷に従えという言葉もあるわけですよ。だからそこらをきちんとやらないから外国人の犯罪もふえてきてるわけですよ。滞納も現実的にあるわけなんですよ。本市はまだ聞いてませんから、どれだけの滞納の人数があってどれだけの金額があるかというのは定かではないですが、近隣する広島県の中のそういう自治体で大きな社会問題になってるんですよ、これ。そこらあたり知らないですか。そこらをこれから、さっき私が言いましたように外国人登録は減ることはない、これからふえていくわけですよ。だから早いうちにそういう手をきちんと打たない限り滞納も減らないですよ。犯罪が起きてからどうするんですか。所管してる部長に答弁いただきたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 今日の社会情勢、全国的にもそうでございますが、外国人の労働者、

外国人の住居等は、これおっしゃるとおりふえてきてると、このように思います。特に介護労働者等につきましては、かえって日本のほうでお願いをするというようなことになってる情勢でございます。当然、少子高齢化社会における一つの大きな問題だろうと、このように考えてます。

問題は、そういった犯罪等の関係になりますと、外国人全部の方々が犯罪につながるとも考えておりませんが、ただ、日本の生活習慣というものをいかに御理解いただくかということになりますと、先ほど課長のほうが答弁しましたが、窓口のほうに住民登録の登録等がございますれば、5つの言葉でそれぞれの生活的な御案内を出して説明をさせていただくとというようなことでございます。犯罪については警察等ということではもうそれぞれ連携をしていかなばならんし、この滞納についても当然そういった意味で御理解をいただくというのは、これはお互いが話をしてそういったしきたりというものは説明をしていくというのが大事だろうと思います。当然今まで以上にそういうことも大切になってくると思いますので、十分心がけてまいりたいと、このように思います。

川角委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 大変申しわけありません。先ほど委託料のところのばらつきのところで私の説明が悪かったかというふうに思いますので、再度説明をさせていただきたいというふうに思います。

ばらつきの修正をした部分というのは、火葬技術者と霊柩車の運転手につきまして、その火葬場によってばらつきがありましたのでこれを修正をさせたということでございますので、改めて訂正をさせて説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

川角委員長 答弁を終わります。

続いて質疑を求めます。

渡辺委員。

渡辺委員 ちょっと説明を聞き漏らした点があったらお許しいただきたいと思いますが、けさほど出された19年度主要施策の成果に関する説明資料の訂正資料についてお尋ねをしてみたいと思いますが、まず、64ページの国民年金の事務委託金については、これは完全なる活字ミスかなという判断をさせていただきますが、次の97ページの火葬場関係、生活環境整備の項について、どう考えればいいかなというようなミスであると単純に見れば感ずるわけなんです、そのミスの原因というのが何なのか。件数等については合うと、金額が違うということについて、かなり違うということは単なる活字ミスではないように受けとめるわけなんです、その辺ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、再度説明をいただきたいということ。

川角委員長 答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長 渡辺議員さんの御質問にお答えをしたいというふうに思います。

主要施策の成果に関する説明書の97ページ、98ページのけさほど訂正をさせていただきました部分でございますが、光台苑の部分につきましては高宮町分と美土里町分がございまして、両方合わせて載ってこなければいけないわけですが、これが合算をされていなかった部分もございまして。それから蓬萊苑につきましては、お二人運転手さんが正規にいらして、そのお二人がお差し支えのときをお願いをする委託の部分が抜けておりましたので、それを加えさせていただきました。それから流雲閣につきましては、大変申しわけございません。当初予算を載せておりました。

いずれにいたしましても、この主要施策の成果に関する説明書をつくりました時点でしっかりと点検をすべきでございましたが、そこが結果的に怠ってたという形になっておりまして、こういう訂正になりましたことを改めてまたおわびを申し上げたいと思います。以上でございます。

川角委員長 よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺委員 ですから、これは訂正のほうを見て私はお伺いしとるんですが、決算書のほうと整合はされておるということで受けとめてよろしいですね。

それでは、続いて……。

川角委員長 ありますか。

渡辺委員 はい、もう1点。

川角委員長 渡辺委員。

渡辺委員 次の101ページの病院群輪番制病院運営事業について、これは過去のことなんですが、17年、18年の数字が訂正されるという、過去の数字がまた今、これは印刷ミスかもわかりませんが、どういう理由なのか伺ってみます。

〔説明要らんなの声あり〕

ごめんなさい、そういう説明合っとるようです。

川角委員長 いいですか。

渡辺委員 はい。

川角委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

明木委員。

明木委員 決算認定を11月から9月に早めた理由として、議会が税金の使い方を決めた予算を審議して決定した。それが適正に執行され、その効果と今後の課題についての調査、審査を行っているわけですし、それをまとめて議会として意見を出し、行政運営や改善活動に次の予算等に反映させてもらうことであるというふうに考えたことに質問させていただけるわけですけど、先ほども同僚議員のほうでありましたけど、88ページの繰越明許費の件なんですけど、これ報酬と委託料なんですよ。これをぱっと見る限り、やはりこれ来年度、先ほど説明を聞くと20年度にかけてもやっていくというふうな形なんですけど、角度を変えて見ると、20年度、今年度にもそれだけのものを確保しているというふうにとられがち

じゃないかなというふうに思われるんですけど、報酬、委託料というふうにとられるわけなんですけど、大体決算というのは、予算、決算ですけど、これは単年度決算ということになってるわけなんですけど、こういう形でいけば、多年度決算というふうにも考えられてくるんじゃないかなというふうにうかがえるわけですね。その辺どのようにお考えかお伺いいたします。

川角委員長

答弁を求めます。

明木委員

決算書の88ページですよ。

川角委員長

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長

ここに掲げております報酬の25万2,000円、それから委託料で掲げております176万4,000円は20年度に繰り越す額でございます。ほいで、19年度で使用したといいますが、充当したものに付きましては、委員等の報酬のみで2回の実施の16万8,000円でございます。ですからあとのものにつきましては次年度繰り越しということで、20年度の費用分としてから計上した25万2,000円と176万4,000円は、繰越明許で20年度支払い分ということで御理解いただきたいと思います。

川角委員長

答弁を終わります。

明木委員。

明木委員

質問をもう一度言います。そういう説明であるが上に、それであれば、報酬、委託料がその委員等に対しての保障ができてるように、次年度に対しての保障ができてるようにとられがちだと。ほかのところ、決算書の中をどこを見ましても、報酬とか、まあ委託料については工事とかというのではわかりますけど、こういう事業に対しては計画性を持ってやるべきで総括的なもんが多いわけですよ。その分に対してのそれが繰越明許費になるということは、そういうのを見ますと、角度を変えれば、そういう委員に対しての報酬が次年度に対して保障していくような形がとられがちじゃないかなというふうに考えましたんで、そのあたりの考えをお聞きしてるわけです。

川角委員長

答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

この明許繰越分につきましては、3月の議会で翌年度へ繰り越す事業として、この青少年健全育成プランの事業として繰り越させてくださいということで議決をいただいたものでございます。歳出としましては、この25万2,000円、報酬、これは先ほど申し上げましたが、この月に5回目として20年度に入ってから残り3回の委員会を開いていただいた報酬を支払うという形でここへ計上させていただく、繰り越しをさせていただくということでありまして、それから19年度の予算を20年度で払わさせていただきますよという、これは明記をしているという。それで、委託料につきましても一応取りまとめ、印刷製本費等も含めて委託をしておりますので、それはこれを3月末に完成しないということになりましたので、20年度で支払いさせていただくという形でこの176万4,000円を計上



させて報告をさせていただいておるということ。当然20年度の決算ではこの金額が出てまいります。

川角委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時51分 再開

~~~~~

川角委員長

再開をいたします。

続いて、認定第2号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長

税務課として、国保税の収入関係について御説明を先にいたします。

主要施策の成果に関する説明書の197ページをお開きいただきたいと思っております。よろしいですか。197ページ、実施内容の項で2番目の項に、国民健康保険税、(1)番として保険税率という表がありますが、19年度は医療分について合併以来の税率を改正させていただきました。それらに伴った収入を、次のページ、198ページで説明したいと思っております。

(3)番で保険税の徴収状況というところがあるんですが、一番下の表が19年度の状況であります。税率を改正いたしまして、現年度分は9億1,175万5,300円の調定になりました。それに対する収入額は8億8,440万452円の徴収であります。これは前年度と比較いたしまして調定で6,600万円余り増額になりまして、収入のほうも7,900万円ばかりの増収になりました。不納欠損ですが、現年分1件ほど、1,000円ほどやっております。収入未済額は3,131万3,848円、還付未済額が53万4,900円、収納率は96.57であります。滞納繰越分ですが、調定額が1億3,598万1,956円の調定です。収入額は2,722万8,165円、不納欠損は367件、86人いたしまして881万4,340円ほど不納欠損いたしました。収入未済額は9,993万9,451円になります。収納率は20.02%であります。

それと今度、決算書のほうになるんですが、161、162ページの中段あたりになりますが、延滞金を徴収しております。項目で延滞金、加算金及び過料という欄がありますが、収入済を見ていただきたいんですが、219万6,912円ほど延滞金を徴収いたしております。税務課のほうの収入関係は以上であります。

川角委員長

続いて説明を求めます。

久保保健医療課長。

久保保健医療課長

それでは、保健医療課関係分について御説明いたします。

決算書の155ページをお願いいたします。

それでは、説明いたします。3款国庫支出金、2目の療養給付費等負担金、1節現年分が6億681万8,359円となっております。これはそれぞれの支出額の34%が国庫負担金であります。

次に、3目の高額医療費共同事業負担金の1,756万4,612円でございますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1が国庫負担であります。

次に、157、158ページをお願いいたします。2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金、1節の普通調整交付金が1億9,097万円となっております。これはそれぞれの支出額の9%が交付されております。次に、2節の特別調整交付金が1億4,827万5,000円となっております。3目の後期高齢者医療制度施行準備補助金が250万円となっております。

次に、4款の県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、現年分といたしまして1,756万4,612円となっております。これは拠出金の4分の1が県負担金であります。

次に、2項の県補助金、1目財政調整交付金ですが、1億4,054万9,000円。これにつきましては、それぞれの経費の7%が交付されるものであります。

次に、5款療養給付費等交付金につきましては、1節の現年度分11億6,105万3,150円につきましては、退職者被保険者に係る医療費または老人保健拠出金に対するの支払基金から交付されるものであります。

次に、159、160ページをお願いいたします。7款の共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金につきましては6,586万6,220円。これは県単位で1件80万円以上の高額医療費の負担調整を図るために交付されたものであります。100分の59が交付されます。

次に、2目の保険財政共同安定化事業交付金の3億4,190万6,333円につきましては、各保険者間の保険料を平準化するために1件30万円以上の医療費の負担の調整を図るために交付されるものであります。これも100分の59が交付されております。

次に、8款の財産収入、1目利子及び配当金が229万3,019円となっております。

次に、9款の繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金1億8,901万1,000円につきましては、国民健康保険法に基づき一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、161、162ページをお願いいたします。2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、1億5,239万6,000円となっております。

次に、10款の繰越金、1目療養給付費交付金繰越金663万850円、これは18年度退職者医療交付金の繰越金であります。2目その他繰越金といたしまして2,545万8,261円となっております。これは18年度の一般被保険者分の繰越金でございます。

次に、11款の諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目の一般被保険

者延滞金210万8,290円、2節退職被保険者等延滞金8万8,622円となっております。

3項雑入、2節一般被保険者第三者納付金として217万2,202円、3節退職被保険者等第三者納付金209万4,091円、4節一般被保険者返納金44万6,430円、6節雑入として22万6,075円であります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出について説明いたします。説明書の197ページをお願いいたします。説明書のほうです。主要施策の197ページ、よろしいでしょうか。決算書は163ページからになると思います。197です。

川角委員長  
久保保健医療課長

続けてください。

平成19年度におきまして特定健診、特定保健指導に備えての体制づくりや医療費適正化対策に取り組んでまいりました。

初めに、1の被保険者の概要ですが、総世帯数、19年度におきまして1万3,214世帯。総人口3万2,726人。国保加入者世帯はそのうち7,833世帯、加入率59.3%。被保険者数は1万3,479人、加入率41.2%となっております。前年比、加入世帯で1.1%減、被保険者数で3.2%減でございます。

次に、198ページをお願いいたします。198ページです。3番の保険給付の状況につきまして、初めに療養給付費が13万3,859件、費用額におきまして30億3,375万8,601円、療養費等が1,149件、費用額1,008万1,571円、総医療費30億4,384万172円であります。保険者負担分として22億9,596万2,370円となっております。その他の給付状況ですが、高額療養費が3,365件、給付額として2億2,392万5,228円、葬祭費362件で2,534万円、出産育児一時金18件で630万円となっております。

続いて、199ページですが、受診率、療養諸費、費用額、保険者負担等について、年間平均被保険者数8,305人、受診率1,159.36で1人当たりになりますと11.59回となります。1人当たりの費用額が36万6,507円となります。1人当たり保険者負担額が27万6,455円となっております。

表1にあります療養給付の内訳を入院、入院外、歯科、調剤、食事、訪問介護等について示しております。1人当たりの費用額については前年比2.7%の増となっております。費用額におきまして入院が占める割合が37.8%、入院外が36.5%、歯科が5.9%、調剤が16.4%、そして食事のほうが3.2%、訪問介護が0.1%となっております。

次に、4の保健事業についてでございますが、疾病の早期発見、早期治療のために国保被保険者の方を対象に個人負担分の一部を助成し検診を実施しております。1日人間ドックにつきましては799人で639万2,000円、1人8,000円の負担をいたしております。総合健診受診者数につきましては1,125人、436万6,400円、全額負担をしております。

今後とも生活習慣病対策や医療費適正化対策に取り組みまして、国民健康保険の安定運営に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

川角委員長

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。2時20分まで休憩をい

たします。失礼いたしました。2時20分。

~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは、再開をいたします。

では、続いて質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時22分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは、再開をいたします。

続いて、認定第1号、平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、市民生活部社会福祉課及び高齢者福祉課並びに保健医療課所管の部分の審査を議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

福祉事務所長兼社会福祉課長の重本課長。

重本福祉事務所長兼社会福祉課長

それでは、社会福祉課に関するものにつきまして、歳入は決算書によりまして御説明申し上げます。

21、22ページをお願いします。12款分担金及び負担金、2項負担金、1目の民生費負担金、1節の社会福祉費負担金のうち社会福祉課関係分といたしまして、備考欄の障害者保護措置費負担金15万4,700円がございます。不納欠損が554万3,000円、これは障害者保護措置費負担金の合併前の平成9年度から平成14年度までの旧町の関係及び広域連合での事務事業をいたしておりましたときの施設入所保護措置費の対象者2名分でございます。現在も施設に入所しておりまして、生活保護と生活困窮の状況にあり、本年3月に時効になったものを不納欠損処分いたしましたものでございます。

次に、2節の児童福祉費負担金、収入内訳は備考欄の保育所保護者負担金（現年度分）が2億173万2,260円、滞納繰越分が379万220円、それから児童館の保護者負担金（現年度分）が338万9,500円、それから広域入所の運営費といたしまして他市町村から入ってきます負担金1,553万380円、それから児童クラブの保護者負担金の現年度分777万7,250円、それから児童館の保護者負担金（滞納繰越分）と児童クラブの保護者負担金を計上いたしております。その中の不納欠損額77万440円でございますが、これは生活保護世帯が1件、それと所在不明の4件、合わせまして5件が時効となったものを不納欠損処分いたしましたものでございます。収入未済額1,523万9,490円、これの主なもの保育所11カ所の保育料の

現年度分が46件、それから過年度分が92件、1,499万7,490円がございません。

続きまして、27、28ページをお願いします。14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金のうち社会福祉課関係分といたしましては、備考欄の自立支援訓練等給付費負担金2億6,297万3,585円でございます。これは自立支援法によります施設訓練給付費等、居宅介護サービス、デイサービス、ショートステイ等に係ります国費2分の1の補助金でございます。

一番下に児童福祉費の児童保護措置費負担金7,376万5,995円がございます。これは市立保育所運営に係ります国庫負担金及び広域入所の保護者運営に係ります国費の2分の1の補助金でございます。

次のページ、29、30ページをお願いします。次の被用者小学校修了前の特例給付費負担金、それから4行含みまして特例給付費負担金でございますが、これは児童手当の支給に要します手当の種類別で、補助率はそれぞれ違いますが、平均で3分の1の国庫負担金でございます。

次の児童扶養手当費負担金2,904万8,306円は、母子家庭の児童扶養手当に係ります3分の1の国庫負担金でございます。次の母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV等、母子保護世帯の入所施設に委託しております関係の2分の1の国庫負担金が入ってまいります。それから特別児童扶養手当費負担金の1,358万6,700円は、重度の在宅障害児に係ります4分の3の特別児童扶養手当の負担金ということでございます。

次の3節の生活保護費負担金2億6,704万2,000円、これは生活保護扶助費に係ります4分の3の国庫負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金の備考欄の下から2行目、自立支援介護給付費補助金56万5,000円と地域生活支援事業費等補助金594万8,000円、これは自立支援サービス事業並びに障害者の生活支援事業等に係ります2分の1の国庫補助金でございます。

31、32ページをお願いします。2節の児童福祉費補助金1,090万1,000円はファミリーサポート事業並びに延長保育等に係ります基準額、これはポイント制によります交付金でございます。次世代育成支援対策交付金でございます。それから3節の生活保護費補助金111万円、これは診療報酬明細書の点検並びにケースワーカー研修等、10分の10で入ってまいります生活保護の実施推進事業補助金でございます。

続きまして、33、34ページをお願いします。15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金は、備考欄に自立支援訓練等給付費負担金1億2,850万6,511円でございますが、これは県費のほうの4分の1の負担金でございます。それから2節の児童福祉費負担金のうち、内訳といたしまして備考欄の児童保護措置費負担金3,688万2,998円。これは4カ所の市立保育園に係ります県の負担金4分の1、国が4分の2で県が4分の1の補助でございます。

次の児童扶養手当の負担金から被用者小学校修了前特例給付、一番下まで合わせましてこれは児童手当の關係の県負担金でございます。

35、36ページをお願いします。備考欄の一番上ですが、母子生活支援の措置費負担金でございますが、これは県費のほうのDV等施設入所委託しております4分の1の負担金でございます。3節の生活保護負担金の828万5,209円、これは住所不定者に対します国庫補助が4分の3ありまして、その残り4分の1を県費負担として受け入れるものでございます。

それから37、38ページをお願いします。備考欄の中ほどの障害者福祉費補助金750万円。主なものは知的障害者の小規模通所授産施設に係ります4分の3の福祉費補助金でございます。次の地域生活支援事業費等補助金と自立支援特別対策事業補助金につきましては、自立支援サービス事業並びに障害者の地域生活等のいろいろなサービスに係ります県費のほうの4分の1の補助金でございます。

それから2の児童福祉費補助金のうち、備考欄の下から4行目、特別保育事業費等補助金487万6,000円は、地域子育て支援事業等の特別保育事業に対します3分の2の補助金でございます。その下の放課後児童対策事業費補助金854万3,000円は、放課後児童クラブの運営費に対します3分の2の補助金でございます。

それから55、56ページをお願いします。諸収入の一番上ですが、5目の障害者住宅整備資金貸付元利収入でございますが、収入済額は315万2,882円、それから収入未済額が344万6,572円でございます。これは合併前、平成6年度に貸し付けました旧町の關係の1名分でございます。平成6年度に420万円貸し付けし、10年償還で3年間分は領収いたしました。借受け人が平成11年に死亡され、その後、7カ年分が滞納となっております。

次に、57、58ページをお願いします。雑入のうち備考欄、上から5行目ですが、社会福祉課關係の雑入、ちょっと大きいんですが、4,236万6,902円でございますが、主なものは生活保護費の返還金が3,852万624円、これは生活保護世帯の交通事故の損害賠償金が3,425万9,658円入りまして、それと生活保護費を受けた後にその他といたしましては年金受給開始とか年金が遡及受給となったものとか生命保険の解約返戻金が入ってきたとかいうふうな、後日収入認定が変更になりましてそれを差し引き相当額を収入計算いたしまして返還させ、雑入として収入するものでございます。

その前のページのところで収入未済額が729万8,465円あるんですが、そのうち社会福祉課の關係で581万6,324円が収入未済です。これは先ほど申しました生活保護者からの生活保護費の返還金を返還させる、月々、一遍に返されないというケースもありますので、分割納付を含めまして30名分が翌年度へ繰り越して今、収入未済となっているものでございます。

続きまして、歳出でございますが、主要施策の成果に関する説明書に

よりまして御説明いたします。児童福祉課関係は子育て支援担当課長が後ほど説明いたします。

66ページをお願いします。4の社会福祉総務管理の事業ですが、(1)の民生委員・児童委員活動補助事業といたしまして平成19年度、委員が123名分で360万円補助金を交付しております。2のほうでは安芸高田市社会福祉協議会に6,070万円、それから保護司会のほうへ36万9,000円、それから遺族連合会に60万円、それから原爆被爆者対策連絡協議会に7万8,000円交付しております。それから(3)のほうで行旅病人死亡人等の関係で死亡人等はありませんでしたが、イの行路困窮者の状況は19年度8名で8,000円を支出しております。成果と課題のほうで、民生児童委員協議会や社会福祉協議会等と連携を深め、地域福祉の向上に努めるといたしております。

次に、5の障害者福祉事業ですが、アの表は身体障害者手帳の所持者数をあらわしております。右のほうで平成19年度、1級から6級までで、右下ですが、計で1,979名が手帳所持者となっております。68ページをお願いします。イのほうは療育手帳の交付者数をマルAからBで4区分で、計が331名でございます。

それから(1)の障害者福祉一般事業ではシステムの関係で支援費支払審査手数料及び保守点検委託料の額をあらわしております。次に、(2)のほうで障害者居宅介護支援事業ですが、ホームヘルプ等の居宅生活支援費といたしまして利用状況、扶助費の額をあらわしております。それから69ページのイのほうでは障害児、児童のほうを表にいたしております。

3の身体障害者援護事業ではアの自立支援医療(更生医療給付事業)の給付の額、それからイのほうで進行性筋萎縮症者療養給付事業、これは73ページのほうへ施設訓練費のほうへ一括計上、19年度からしております。それからウの日常生活用具の給付事業、これ70ページをお願いします。70ページのほうで品目ごとに件数、給付額を表にあらわしております。右のほうが平成19年度ということでございます。それからエのほうで補装具の交付、修理の、これも品目ごとに件数、給付額をあらわしております。それから71ページの中ほどのほうは障害児についてを表にいたしております。

次に、(4)の心身障害者就労促進事業でございますが、第2ひとは作業所への人数、補助額を表にいたしております。

72ページをお願いします。(5)の社会参加促進事業の障害者福祉サービス事業でございますが、要約筆記の関係や手話奉仕員や声の広報事業を委託先や委託料を表にいたしております。イの重度身体障害者移動支援事業につきましては、委託先と利用回数等の利用状況と、右のほうで委託料をあらわしております。ウの障害者スポーツ開催事業といたしましては、ふれあい交流会といたしまして吉田運動公園で開催した参加関係と委託料関係をあらわしております。

73ページをお願いします。障害者施設通所交通費の助成事業でございますが、19年度6施設の52人ということで金額もあらわしております。オのほうでは身体障害者自動車運転免許取得、これは給付はありませんでしたが、次の自動車改造費の給付事業が2件ございました。それからキの地域生活アシスタント事業といたしましては、登録協力員さん、生活協力員さんの数と給付の金額をあらわしております。

次に、(6)の障害者支援施設サービス事業のアの施設訓練等の利用につきましても、利用施設数とか利用人員、扶助費の額をあらわしております。74ページの上の表は入所申請の状況を表にいたしております。

それから(7)の障害者在宅生活支援事業、これは19年度は日中支援事業のほうへ一括計上いたしております。それから障害者短期入所事業につきましても同じように表にいたしております。

それから75ページの右のほうで(8)のほうでは身体障害者福祉協会、市の身障協があるんですが、そこへ19年度80万円の補助金を交付いたしております。

それから障害者等通院費の補助金支給事業でございますが、区分ごとに受給者数及び受給総額を表のようにならわしております。

それから(10)のほうでは障害者住宅整備資金貸付事業で、これは平成19年度1件ございました。

(11)の地域生活援助事業、障害者グループホームの関係、19年度は76ページのほうで表のほうにならわしております。それからイのほうは障害者、障害児の短期入所、ショートステイの関係を利用状況関係を表にいたしております。

それから(12)のほうで知的障害者小規模通所授産施設の支援事業、社会福祉法人たんぼぼのほうへ1,000万円補助いたしております。これは歳入で申しましたように、4分の3は国県補助金がございました。

それから(13)のほうでは安芸高田市障害者フライングディスク競技大会への助成関係を表のようにならわしております。

それから障害者福祉関係の成果と課題といたしましては、自立支援法によります地域生活支援事業や就労支援や障害者理解と支援体制の具現化が大きな課題ということでまとめさせていただいております。

それから6のほうの原爆被爆者援護事業といたしましては定期健康診断や健康管理手当等、各種手当の状況と手帳で把握できます被爆者の数をあらわしております。平成19年度被爆者数2,041人でございます。被爆者数は2,041人で、手当の支給者数は2,014人ということでございます。

81ページをお願いします。下のほう、一番下に障害児福祉手当ですが、これは20歳未満の重度の障害児に手当を支給しております。19年度の支給額が86万2,800円ということでございます。

82ページをお願いします。特別障害者手当ですが、これは20歳以上の重度の障害者に手当を支給している状況を障害者のほう、20歳以上をまた表にいたしております。それから(ウ)のほうの経過的福祉手当です



が、これは特例措置として手当を支給するもので1名ということでございます。

それから83ページのほうの8の生活保護費給付事業でございますが、アの生活保護動向の状況でございます。これは平成19年度末で188世帯、326人でやや微減傾向で推移いたしております。

84ページをお願いします。イのほうでは生活保護の申請処理の状況を表にいたしております。

それから実施内容といたしまして(2)の生活保護扶助費の状況ですが、各扶助の状況を区分ごとに年度ごとにあらわしております。

成果と課題といたしましては、生活保護法の実施運営に当たっては必要なケースに対しては必要な保護を行いつつ、自立や生活意欲の向上に適切な指導、助言を行っていくということにいたしております。

99ページをお願いします。(3)のアの精神障害者保健福祉手帳の表でございますが、1級から3級まで精神保健福祉手帳所持者数が19年度、計で一番右下のほうで220名でございます。それからイの自立支援医療費(精神通院)制度の関係ですが、19年度延べ277人でございます。

次に、(4)の精神障害者社会復帰施設等運営費助成事業、共同作業所のNPOの貴船、法人化されまして、その就労促進の補助金を表にいたしております。

100ページをお願いします。100ページのほうは精神障害者の居宅支援事業の関係とか、ここらは3障害、自立支援で一緒になりましたので、前の表のほうへ一括計上ということで上げさせていただいております。

成果と課題といたしまして、近年、精神保健福祉に関する相談も多く、関係機関と連携し、地域啓発や住民意識の向上をし、医療費や手続など本人、家族への十分な説明や総合的なケアが必要になることといたしております。

以上で社会福祉課に係ります要点の説明を終わります。

川角委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

それでは、私のほうから児福祉事業につきまして報告させていただきたいと思っております。主要施策の成果に関する説明書、77ページの下段からお願いしたいというふうに思います。

まず、総括で書いておりますように、子育ては基本的に親など保護者の責任においてなされるものではございますが、親が子育ての重要性を理解され、子どもの成長を楽しみにして、明るく楽しい家庭を築くための子育て環境の改善とその支援を各種施策として実施いたしました。

実施内容といたしましては、アといたしまして児童福祉一般事業として、78ページの上段でございます。本市の保護者の多くの就労状況は勤務労働者が多く、未就学児を育てていくことで就労がしづらくなっている状況にある。また、離婚率も増加しておりまして親が1人で就労しながら子育てをする割合も多くなってきておるところでございます。仕事をしながら子育てをしている方や就労したいと考えている方に仕事と子育て

てを両立できる環境づくりを図ったところでございます。

イといたしましてファミリーサポート事業、19年度は72件の依頼会員さん、そして提供会員さんが62名で134件、18年度に比べまして大幅にふえてきたところでございます。利用件数といたしまして715件の利用がございました。ウといたしまして家庭児童相談事業、これは子育て支援センターを昨年の11月15日にオープンいたしました。そのセンター内に家庭児童相談員を置きまして相談を受けたところでございます。養護相談、非行相談、育成相談、その他で53件、約前年並みでございました。そしてエといたしまして母子福祉等事業でございますが、母子福祉事業といたしまして母子自立支援員で母子福祉、寡婦福祉の向上を図るため、緊急援護費貸付事業あるいは母子寡婦福祉連合会のほうに6万7,000円を財政支援を行ったところでございます。また、母子生活支援施設入所委託といたしまして、19年度は6世帯、20人の方の施設入所委託事業の援護で支弁額を1,546万7,146円支払ったところでございます。

保育所費でございますが、78ページの下段でございますが、園庭開放及び育児相談を行い、いろいろ子育てに関しまして相談を受けたところでございます。特別保育の実施といたしまして延長保育、基本的には朝7時半から夕方6時半の11時間の基本保育となっておりますが、市立保育所におきましては特にaの保育園は15分の朝の延長保育、夕方の15分の延長保育といったことで、それぞれ30分の延長時間で保育を行ったところでございます。利用者数は月平均といたしまして1名から6名程度といったところでございました。

乳児保育といたしましては、産後休暇明けや育児休暇明け等に伴いまして乳児保育を実施いたしました。市立の保育所につきましては2カ月から受け入れをいたし、また公立の保育所につきましては6カ月から保育を受け付けたところでございます。障害児保育につきましては実施保育園が5園でございまして、対象児童数は6人でございました。

80ページをお願いいたします。各保育所の児童数の推移でございますが、表としております。公立10園、私立5園で、その他広域入所保育の関係もございまして、15園で911名の子どもさんをお預かりして保育を行ったところでございます。

事業費といたしましては、工事請負費を除きまして19年度は8億5,930万6,135円を実施したところでございます。それぞれ国県負担金、市負担金、保護者負担金がございますが、児童1人当たりの保育費といたしまして前年度並みの94万3,256円を実施したところでございます。

児童手当につきましては小学校6年生までの児童を養育して、一定額以下の所得の方に児童手当を支給いたしました。81ページに行きまして、81ページの上段は3歳未満の児童のそれぞれ被用者、非被用者特例給付の方の人数と金額でございます。その下が3歳以上の受給者と児童数の金額を出しております。特に19年度におきましては、米印で3番目に書いておりますが、3歳未満につきまして一律1万円に変更になったといっ

たことが改正点がございました。

4番目の児童扶養手当でございますが、これは18歳まで、父母が離婚あるいは遺棄されている子どもに対しまして支給するものでございますが、19年度は202名、給付額といたしまして8,721万8,300円支給したとでございます。特別児童扶養手当につきましては81ページから82ページの障害児福祉手当が81ページのアのほうにございます。これは先ほど説明がございました。イの特別障害者手当も先ほど説明がございましたので、エの特別児童扶養手当の状況でございますが、これは精神または身体に障害のある児童を看護している方に対して国が支給して、その障害児の方の福祉の増進を図ることを目的として支払う手当でございますが、19年度は35人の受給者がございました。

82ページの下段のほうであります(6)の児童福祉施設、児童館運営でございますが、これは3館、向原児童館、刈田児童館、根野児童館、それぞれ19年度受け入れ人数を出しているところでございます。

イといたしまして放課後児童クラブの運営は9カ所で、83ページの上のほうに表を掲げております。全体的に19年度は児童クラブで283名を受け入れたところでございます。

以上、成果と今後の課題はその下のほうに書いてございますが、ご一読願いたいというふうに思います。以上、児童福祉事業につきまして報告を終わります。

川角委員長  
沖野高齢者福祉課長

沖野高齢者福祉課長。

続きまして、高齢者福祉課関係の決算について御説明をいたします。歳入につきましては、まず決算書の21ページ、22ページをお願いいたします。

21、22ページですが、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節の社会福祉費負担金のうち高齢者福祉課関係分としまして、備考欄の老人保護措置費負担金と老人在宅福祉費負担金がございます。老人保護措置費負担金は、養護老人ホームへの入所措置をしておりますが、その本人及び扶養義務者の負担金でございます。19年度末現在で71名の入所措置をしております。この負担金は所得に応じて額を決定しております。備考欄にありますように収入額が4,187万5,624円、未収額が101万29円でございます。なお、未収額につきましては合併前の旧町、広域連合時代の未収額でございます。

続いて、老人在宅福祉費負担金は68万326円でございますが、向原総合福祉センターの生活支援ハウスの入所者負担金でございます。19年度は7名の利用がございました。

続いて、飛んでいただきますが35ページ、36ページをお願いいたします。15款の県支出金、2項の県補助金、2目の民生費補助金、1節の社会福祉費補助金のうち高齢者福祉課関係分としましては、一番上の老人クラブ助成事業費補助金がございます。174万6,000円でございます。これは老人クラブ活動助成事業に対します県からの補助金でございます。

次のページへ行っていただきまして、上から5番目、介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金229万5,000円でございますが、これは介護保険の利用者負担金を低所得者のため軽減している事業に対する県からの補助金でございます。

続いて、飛んでいただきまして、43、44ページをお願いいたします。2目の民生費委託金、1節の社会福祉費委託金のうち地域ケア体制モデルプラン作成委託金50万円、これは昨年の県の地域ケア整備構想作戦に伴いましてモデル地区指定を受けまして、地域ケア体制モデルプランを作成したことに対する県からの委託金でございます。

済みません、また飛んでいただきまして、49、50ページをお願いいたします。18款の繰入金、1項の特別会計繰入金、9目の介護サービス特別会計繰入金180万3,551円ですが、平成18年度の特別会計の決算によりまして不用となった繰越金を一般会計に繰り入れ戻すものでございます。次の10目の介護保険特別会計繰入金518万3,537円も同様でございます。

続きまして、53、54ページをお願いいたします。一番下の20款の諸収入、3項の貸付金元利収入、4目の高齢者住宅整備資金貸付金元利収入は、高齢者と同居するために増改築される費用を貸し付けた貸付金の償還金でございますが、1節の現年度分は調定額186万7,887円、収入額141万927円、未済額45万6,960円となっております。収入未済につきましては1人分、12カ月分となっております。2節の滞納繰越分は2人分で調定額137万1,355円、収入額45万6,960円でございます。今後とも徴収には努力をまいります。

続きまして、57、58ページをお願いいたします。雑入のうち高齢者福祉課関係分としまして、備考欄上から6番目、高齢者福祉課関係雑入4,539万3,818円がございます。これは養護老人ホーム高美園の養護老人ホームの運営費といたしまして県町村会等から受け入れたものが4,514万9,396円と大半を占めております。そのほかにつきましては各種の返還金等がございます。

続いて、歳出でございますが、歳出につきましては主要施策の成果に関する説明書85ページをお願いいたします。

まず、85ページ、(1)在宅福祉事業といたしまして、アとして家回りの簡単な手入れなどを行います軽度生活援助サービスにつきましては、シルバー人材センターや市社協のほほえみネット制度が充実したことにより、平成19年5月をもって廃止をさせていただきました。イの高齢者の一時的な住居を提供します生活支援ハウスの運営委託を社会福祉法人ちとせ会に委託いたしまして7人の利用がございました。ウは市社協に委託しております心配ごと相談、弁護士相談でございますが、次のページをお願いいたします。心配ごと相談には56件、弁護士相談には129件の相談が寄せられております。エは高齢者の就労促進といたしまして安芸高田市シルバー人材センターへの運営助成を3,175万円、オは生きがい支援といたしまして安芸高田市老人クラブ連合会への活動助成960万

円、カ、敬老事業といたしましては高齢者福祉大会を高宮田園パラッツォで開催をいたしました。

87ページとしましては、aとしまして市内30団体の開催される敬老会等に、75歳以上高齢者1人当たり1,500円で助成をしまして、bとしまして100歳到達者に3万円の敬老祝い金を贈呈をいたしております。

(2)の老人保護措置費では経済上の理由や環境上の理由により自宅で居住することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置をしております。措置状況でありますように、19年度は延べ81名の方を措置しまして、イの入所申請状況のところで年度未入所者は71名、養護老人ホーム高美園ほか県内の15施設に入所措置をしております。

一番下の(3)介護保険事業におきましては、介護保険利用者に対する利用者負担軽減策でございます。特別会計でもやっておりますが、一般会計では介護保険の制度発足時の障害者ホームヘルプサービス利用者のうち低所得者への利用料軽減を、87ページの一番下、7名に実施し、88ページをお願いいたします。社会福祉法人が独自に行われます独自減免に対する助成を79名にいたしました。

(4)地域ケア体制モデルプラン作成事業では療養病床の再編成に当たりまして、広島県地域ケア整備構想のモデル指定を受けまして、地域ケアモデルプランを作成いたしました。

在宅福祉事業としましては、成果及び今後の課題ですが、引き続き今後とも生きがいづくりと就労支援、そして介護予防を推進しまして、高齢者が地域で生活していただけるよう在宅福祉を進めていきたいと考えております。

続いて、88ページ一番下の10の福祉センター運営事業でございますが、89ページにありますように、吉田の老人福祉センター、ふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターかがやき、高宮老人福祉センター福寿荘の指定管理を行っております。

11の社会福祉施設運営事業でございますが、各老人福祉施設の管理、養護老人ホーム高美園の措置委託などがございます。主なものといたしましては老人憩の家、ふれあいプラザなどの管理委託料、高宮にあります高齢者生産活動センターの指定管理費、養護老人ホーム高美園の30人分の運営委託料などがございます。

以上で高齢者福祉課関係を終わります。

川角委員長  
久保保健医療課長

それでは続いて、久保保健医療課長。

保健医療課関係について説明いたします。

決算書の23、24ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料としまして診療報酬が4,857万7,361円となっております。

次に、27、28ページのほうをお願いいたします。上段ですけども、2項手数料、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料といたしまして11万250円でございます。

次に、14款国庫支出金、1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金1,295万6,215円。国民健康保険基盤安定負担金でございます。これは2分の1の負担となっております。

次に、29、30ページをお願いいたします。2目衛生費国庫負担金、保健衛生費負担金といたしまして803万485円。これは老人保健事業に係る補助であります。3分の1の補助率であります。

次に、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、老人保健医療適正化事業補助金168万1,000円。補助率2分の1となっております。

次に、33、34ページをお願いいたします。15款県支出金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金が1億204万3,662円でございます。これは保険税軽減分の4分の3と保険者支援分の4分の1を県が負担するものであります。

次に、35、36ページをお願いいたします。3目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金665万485円。これも老人保健事業に係る県負担金で3分の1の補助となっております。

次に、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、療養援護事業費補助金148万2,000円。これは支給額の2分の1を県が補助するものであります。

続きまして、37、38ページのほうをお願いいたします。重度心身障害者医療公費負担事業補助金7,471万7,000円、これは医療費の2分の1を県が補助します。次に、2節の児童福祉費補助金、乳幼児医療公費負担事業補助金1,710万円、これも2分の1を県が補助するものであります。

次に、ひとり親家庭医療費公費負担事業費補助金380万7,000円、これも医療費の2分の1を県が補助するものであります。それぞれに施行事務補助金がありますが、それぞれ2分の1、対象経費の2分の1を県が補助いたします。

次に、47、48ページをお願いいたします。18款繰入金、1目老人保健特別会計繰入金3,467万8,768円、これは過年度精算分の繰入金でございます。

次に、57、58ページのほうをお願いいたします。20款諸収入、4目雑入、1節保健医療課関係分ですが、696万8,393円、これにつきましては主なものといたしまして総合健診の個人負担金でございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましては主要施策の成果に関する説明書のほうで説明させていただきます。

90、91ページのほうをお願いいたします。初めに、福祉医療公費負担事業につきまして説明いたします。(1)老人医療費助成事業は対象者がありませんのでゼロとなっております。(2)の重度心身障害者医療費給付事業ですが、医療費助成が1,214件で1億4,572万9,900円となっております。次に、3のひとり親家庭等医療費給付事業ですが、母子家庭、父子家庭の18歳到達年度末までの子どもの医療費の一部を助成しており

ます。353人分、856万4,208円でございます。次に、4の乳幼児医療費給付事業ですが、ゼロ歳から小学校就学前までの乳幼児の医療費の一部を助成しています。単市分を含めまして1,582人分、3,390万6,468円となっております。

続いて、100ページのほうをお願いいたします。保健衛生総務事業ですが、1の病院群輪番制病院運営事業につきまして、けさほど正誤表をお渡ししておりますけども、16、17、19年度と書類のほうには書いていたと思いますが、数字に間違いはございません。18年度が1万3,969人です。それから補助金交付額のほうが209万5,000円となっております。よろしいでしょうか。

それでは、病院群輪番制運営事業ですが、安佐市民病院に対しまして二次救急を担っていただいております。補助金といたしまして173万1,000円を交付しております。利用患者数は1万3,826人となっております。

次に、休日・夜間救急診療所運営事業ですが、吉田総合病院において休日・夜間帯における救急患者の対応を行っていただいております。開設日が366日、受診者数が2,329人、本市負担分が2,700万円となっております。

次に、(3)の在宅当番医・救急医療情報提供事業ですが、安芸高田市医師会において休日診療の在宅当番医を実施していただいております。委託料としまして319万8,000円を委託料として支払っております。21医療機関で年間82日実施していただいております。

次に、健康づくり推進事業費について説明します。101ページのほうをお願いいたします。初めに、母子保健事業ですけども、大きな柱としまして健康教育事業、それから健康管理事業を行っております。それで健康管理事業の中には母子手帳の交付、それから集団健康診査、それから個別健康診査、訪問指導、相談事業等を行っております。それぞれの事業につきまして回数または参加者数、そして事業費等を掲載しておりますので、見ていただいたらと思います。

今後とも母子保健につきましては子育て支援と環境整備を整えながら実施していかねばいけないと考えております。

次に、104ページのほうをお願いいたします。10として老人保健事業ですけども、この中にもやはり大きな柱としまして健康教育事業、それから健康相談、そして健康診査等を実施いたしております。健康教育事業といたしまして、各地域での健康教室、歯科保健大会、健康福祉まつりウオーキング大会等を含めまして、開催回数約102回、延べ参加者数が2,548人となっております。

次に、105ページに移りますが、吉田温水プール、そしてたかみや湯の森ウオーキングプールを活用してのプール健康教室を実施いたしております。吉田については開催回数93回、延べ参加者数2,160人、たかみや湯の森は126回で1,336人の参加者数があります。それぞれ両プ

ールとも月平均の受診日数また医療費等が40%から50%削減になっております。それぞれ生活習慣病予防や運動機能低下防止に効果が見られております。

そして力のヘルスアップ教室ですけども、今年度から始めました特定保健指導に先駆けての事業ということで実施いたしました。延べ参加者数が1,252人となっております。この事業につきましてもメタボリックシンドロームあるいは予備軍の方の減少、健康への関心が高くなったりとか、栄養、運動に気をつける方が増加した等の成果が見られております。健康相談、回数等は参考にさせていただいたと思います。

次に、106ページですけども、健康診査事業といたしまして1日人間ドック、総合健診を実施いたしております。総事業費が6,242万4,319円であります。受診者数については対前年比2.4%の増となっております。

次に、107ページ、感染症予防でございますが、昨年度、赤痢、食中毒等の感染症の患者の発生はありませんでした。

次に、予防接種事業ですが、子どもの定期予防接種、それから高齢者のインフルエンザの実施を行いました。総事業費といたしまして3,897万9,693円でございます。接種状況につきましては次ページ、108ページをごらんください。子どもの予防接種者数延べ2,091人、高齢者のインフルエンザにつきましては7,860人の接種者数となっております。

以上で保健医療課の説明を終わります。

川角委員長

以上で要点の説明は終わります。

ここで3時40分まで休憩といたします。

~~~~~

午後3時22分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

ただいまそれぞれ要点の説明をいただいたわけですが、皆さんのほうから質疑があればしていただきたいと思っております。質疑はございますか。

今村委員。

今村委員

成果表の73ページの障害者支援施設サービス事業でございますが、扶助費が19年度大きくふえ、利用人員もふえてるわけでございますが、これの恐らく基準変更があったやに思うんでございますが、そののちょっと詳細説明をお願いいたします。

同じく75ページの障害者グループホームの件でございますが、これの変更について変更点をお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、79ページの特別保育で延長保育でございますが、ここには私立4園、それから公立1カ所の延長保育ということでございますが、いわゆる市立、市立というのはシティー、公立のほうの保育所の延長保育状況について御報告をお願いをしたいと思っております。当面ちょっと……。

川角委員長

答弁を求めます。



重本社会福祉事務所長。

重本 福祉事務所長兼社会福祉課長

73ページのまず障害者支援施設サービス事業の施設訓練等の利用状況なり扶助費の額でございますが、17年、18年に比べて利用人員、扶助費の額もふえておるといふことでございますが、これは自立支援法が施行になりまして障害の区分をなくした3障害、身体、知的、精神、18年度まではこの表は身体のほうの表に合わせまして3障害を合わせたもののトータルといふことで書かせていただいております。それぞれの表の何ページのほうに一括計上といふような格好で上げておりますが、3障害が一緒になったための扶助費の額の増額といふことでございます。

それから75ページのグループホームの関係につきましても、ここにもちょっと75ページの下のほうに書かせていただいとるんですが、障害の区分をなくし、それとあわせまして福祉工場の独身寮が新体系のグループホームに移行したといふこと。最初申しました3障害の区分をなくしたことと、福祉工場の関係で次の19年度のほうの扶助費の額がふえているといふふうな状況でございます。

児童福祉につきましては、子育て支援担当課長のほうから答弁いたします。

川角委員長

是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長

ただいま今村議員さんの延長保育の件について御質問がございました。みつや保育所、これは公設民営でございますが、夕方6時半から19時の30分間延長しております。公立ほかの10園につきましては、基本保育の7時半から夕方18時30分、午後6時半までの基本保育で行っているところでございます。以上です。

川角委員長

今村委員。

今村委員

今の3障害を含めた形での措置になったわけでございますが、これで事務事業上の課題といふのは特にございませんか。

それがまず1点と、それから公立のいわゆる保育所で特別保育のニーズはないのかどうか。そこら辺についての御見解についてお聞きをしたいと思います。

川角委員長

答弁を求めます。

重本福祉事務所長。

重本 福祉事務所長兼社会福祉課長

障害者自立支援法によりましていろいろな障害福祉サービスにおきまして障害を区別するといふことでなしといふことでありまして、これもあわせて国保連（国保連合会）を通しての電算支払い事務を含めて統一してやろうといふことで、金額給付的にも利用者負担にしてもすべて所得を出してみたりといふふうな状況の中で、3障害あわせてのいろいろな福祉サービスの関係で、事務的には統一されたといふふうな感じを持っております。まだまだいろいろ、2年を経過するわけでございますが、21年度から第2期の障害福祉計画が始まる中で、国のほうもいろいろな見直しも含めて、この間におきましていろいろな団体、機関のほうからいろいろな要望がありまして、特別対策事業なりそれから軽減、いろいろ

るな軽減措置、2段階、3段階に分かれて軽減措置をどんどんやっていく中で、これも時限立法ということでなしに、今度の2期においても引き続きの要望も出ているということで、現在、国のほうの見直し作業も入っておるわけで、障害を区別することなくということで、もう一つあわせまして障害児の関係がかなりおくれておりましたので、その保護者負担の問題とか、いろいろな発達障害を含めた問題なり課題を整理していこうということで今、療育も含めての取り組みが進められてるというような状況でございます。

川角委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

特別保育等の実施についてのお尋ねでございましたが、このほか79ページに書いて実施している以外に病児保育あるいは一時保育、そういった保育の形態が全国的には実施されております。当市といたしましても次世代育成支援行動計画づくりのアンケートをこの12月末日までに実施したいというふうに考えております。それで就学前の児童のお母さん、保護者の方、あるいは小学校から中学校までの児童の保護者の方にアンケートを行う、あるいはいろいろなこれ以外に行って、子育ての充実を図っていきたい。そしてアンケートも中をよく精査しながら、実のある施策を実行していければなというふうに今のところ考えておるところでございます。以上です。

川角委員長

ほかに質疑……。関連ですか。

〔関連の声あり〕

松村委員。

松村委員

2点ほどお尋ねいたします。

主要施策66ページの民生委員さんが現在123名と伺いましたが、本市におきましては昨年12月がちょうど改選だったかと思うんですが、いずれにいたしましても今、全国的にいろいろ民生委員さんのお仕事も多岐にわたり広範にわたっておりますし、なり手が少ないというふうなことも聞いておりますが、本市においてそこらあたりは大丈夫なのか、1点と、それからやはり主要施策の106ページですが、健康診査事業で19年度、基本健診からいいますと3,740の方が受診されたわけですが、ただいまも報告がありますように、大変皆さん、健康については関心も高まっておりますし、自分で心がけるそういう自覚も生まれてきるところなんですが、今、高齢化も進む中でやはり受診しますと何ぼかの疑いを持って精密検査ということも通知をいただくわけですが、大体何%の方がそういうふうな疑いがあるのかということと、それについてきちっと本人が事後処理をして精密検査を受けて、その返事がきちっと市役所へ届いておるのかどうか、そこらのところをお尋ねいたします。

川角委員長

答弁を求めます。

重本福祉事務所長。

重本福祉事務所長兼社会福祉課長

まず最初の民生委員さんの関係でございますが、昨年12月、任期3年の一斉改選、全国一斉改選ということで、安芸高田市は123名というこ

とで、かなりの方が、半分近くの方が交代されたような状況がございます。これも各支所長さんのお力をおかりしまして、各民生委員の推薦準備会というので設けさせていただいて、退任されるころの地区のいろいろな後継者を探したりということもしていただきまして、なかなか難しい状況の地区もありましたが、123名、全国的には欠員がある状況もある地区もあるんですが、選任をさせていただいた状況でございます。

それからその後におきまして一身上の都合で退任されたということもございまして、準備会を開いて再任ということもございまして、今現在では向原地区協のほうは1名欠員というふうな状況で、1年間に3回、県の審議会を通して厚生労働省のほうへ推薦依頼するわけですが、任命していただくわけですが、年に3回しかありませんので、次回が年を明けてからということをお願いしておりますので、そのころに向けては向原の欠員を今後選任していただくようにということでまたお願いするような状況でございます。

川角委員長  
久保健医療課長

久保健医療課長。

健診の結果についてのことでございましたけども、健診には基本健康診査、血液であるとかそういった部分と、あとがん検診等があるんですが、基本健康診査につきましては受診者数の、異常なしが5%ぐらいしかないんですね。あとは要指導が約40%、残りが要医療という結果が出ております。各地域での結果説明会でそこらあたりのことはそれぞれ説明させていただいて、早期に医療機関へ行っていただくようなお話は進めております。

がん検診につきましては各検診項目で精密検診者のパーセントは大分違うんですけれども、例えば肺がん等ですと約4%から5%の方が精密検査という数字が出ておりますし、それから胃につきましては13%というふうな、かなりがん検診の項目によって違います。その結果については診療委託機関のほうから市のほうへ返ってまいりますので、まだ未受診の方にはまた訪問なりお電話等で再検査をお願いするような方法を今とってます。以上です。

川角委員長

答弁は終わります。

ほかに質疑ございますか。

藤井委員。

藤井委員

1点お伺いいたします。

主要施策の79ページの障害児保育でございますが、6名の保育を受けておられますけども、まずこの障害児保育の目的をちょっとお伺いしたいと思います。

川角委員長

答弁を求めます。

是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長

保育児も健常児と一緒に生活することにおいて、その障害がある程度回復するという見込みのある子に対して受けているところでございます。以上でございます。

川角委員長 藤井委員。

藤井委員 例えば小学校へのそこの先の受け入れ体制、こういったことについてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

是常子育て支援担当課長 是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長 小学校からの受け入れに関しましては就学前就学指導委員会というのが教育委員会のほうで開催されます。それには障害児を抱えた保育園長が出席いたします。同席にはお医者さんも出席されまして、特別支援学級か特別支援学校か障害の程度に応じての方向性を保護者と一緒に考えていくといった施策がとられているところでございます。以上です。

川角委員長 藤井委員。

藤井委員 大変いいことだろうと思うんですよね。保育所で健康な子どもたちとともに保育園生活をし、障害を持った子どもがそのことによって少しでも子どもたちとなれて、その先将来、同じ小学校へ進むと、そのことがいわゆる健常である子どもたちが障害を持った子どもたちを逆に支援していく。なかなかそういう機会がないわけですから、低学年のときからそういった障害を持たれた子どもに何らかの支援を支えていくという、日ごろのそういったことが大変大事だと思うんですよね。ただ、障害児学級ということになりますと、これは市の独自の事業を展開していかないといけない場合もありますし、県の補助ですか、今そこらあたりちょっとどのようになっているのか、お伺いしたいと思うんですが、もし市の独自の事業で取り組まないといけないというところにいわゆる負担がくるわけですね。そこらあたりはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

是常子育て支援担当課長 是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長 保育所におきましての障害児保育につきましては、その障害児が日々健常児と生活できるように気配りをしながら、園長ほか行っております。例えば便所の改善あるいは取っ手あるいは手すり、そういったことはできる限りのことは実施して受け入れを行って保育を行っておるところでございます。いろいろ経費的には保育所に障害児さんを預かっているから高くついているといったような特別な事情は現在のところございません。以上です。

川角委員長 藤井委員。

藤井委員 要は小学校、中学校へ入る場合、例えば介助員が要るとかいう場合が出てくると思うんです。そのときにいわゆる県のほうから派遣で、これは人数にもよると思うんですけれども、例えば1人ということであれば県のそういう補助体制がない、したがって市の単独の事業で取り組んでいかないといけないというところが過去、私が知るところの部分だろうと思うんです。そこらあたりはもうどのように今なっているのか、お伺いしたいと思います。

川角委員長 是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長

まことに申しわけございません。小学校、中学校の介助員あるいはそれに対する県の補助といったのは教育委員会部局だろうというふうに思います。したがって、資料を持ち合わせておりませんので、御答弁は御容赦願いたいというふうに思います。

川角委員長

藤井委員。

藤井委員

わかりました。教育委員会の所管だということですね。ただ、さっき保育所と小学校、また保護者、そこらあたり連携とってるわけですから、私が過去に経験した部分では、小学校に上がるときに県の補助がないからこれはだめだといって断られる例もあるんですよ。だからそこらあたりが保育所としても、だから最初、私は冒頭に目的は何なのかということをお聞きしたわけで、できれば地元の障害を持たれてる子どもさん、保護者にしてもできるだけ地元の小学校、中学校で教育を学びたいというのが、私は多くの保護者の皆さん、児童の皆さんにしてもそこにあると思うんですよ。そのことがいわゆる予算絡みで受け入れができないということがあるのであれば、私はおかしいと思うんですよ。だからそこらをしっかり保育所と学校、そういった部分を格差のないように進めていくのが私は1つの市の方向性だろうと思うんですよ。きょう市長はおってないですから、そこらの答弁は難しいと思うんですけども、前提として地元の学校へ行けるような体制をつくっていくというのが私は、そういう意味で私は聞いているんですけども。何か当然できる部分があればお伺いしたいと思いますが、できなければまた改めて聞かせていただきたいと思います。

川角委員長

廣政部長。

廣政市民生活部長

御質問のように、障害児関係については市長部局また教育委員会関係、これは当然一貫性があるものと思います。先ほど担当課長が申しましたように、就学前につきましては委員会等で保護者の御意見等お伺いしたり、学校等の御意見、また保育所の保育士等の御意見を総合的に判断をして、就学支援をしていくというのはしております。

先ほど担当課長が言いましたけども、教育委員会部局のほうでということで、就学しましたらばそちらのほうになりますので、ちょっと要らんことかわかりませんが、181ページですか、特別支援教育推進事業という1つの学校就学関係が上がっております。そういった中で児童生徒の障害の状況に応じた適正な就学指導にそれぞれ学校としても当たっておられるように思いますし、当然我が地域、我が学校にそれぞれ健常児も障害児も原則的にはそういった対応で進めるのが望ましいと、このように考えます。

川角委員長

それでは、ほかに質疑がございますか。

金行委員。

金行委員

1点お聞きします。今村議員とちょっと重複するところがあるかもわかりませんが、18年の10月に自立支援法が施行されて、この19年はスター

トして支援法等々に自立支援訓練事業費とか障害者自立支援介護給付金とか福祉障害者自立ということがスタートしましたよね。それで今、課長がお答えできたように、スタートがあやふや、私の感覚であやふやなスタートでいろいろ障害者の人にプラスなったかならないかというところで、私はあんまりなっていなかったのを見直しがあつたと思うんですが、担当課としてあれだけの政府がやってスタートして、うち安芸高田市としてはどういう19年度のあれだけの予算も組み施行してどう考えておられるのか、1点お聞きします。

川角委員長 答弁を求めます。

重本福祉事務所長

重本福祉事務所長兼社会福祉課長

委員がおっしゃられるように、平成18年10月から自立支援法が施行されまして、18年度は法制対応ということで19年度は当初予算で予算の組み替えをかなりさせていただいたような、先ほどありましたいろんな費目ごとの入れかえというのもございました。ということで、19年度は法施行後さまざまな課題が明らかになりまして、今村委員さんのときにも申させていただいたんですが、法施行の円滑化のために特別対策事業、さまざまな事業が始まり、また利用者負担の激減の緩和措置が講じられております。本市におきまして19年の2月、18年度の終わりでしたが、その法律、自立支援法の中に地域自立支援協議会をつくりなさいというふうな各市町村はいうふうなことになっておりまして、その協議会を設立し、障害者福祉に関しますさまざまな問題や課題、相談支援を初めまして自立生活とか就労関係、教育、医療、福祉サービスなどを協議していただき、部会を生活支援部会と就労支援部会、権利擁護部会の3部会を設置し、毎月のように集まっていたきまして10回ずつの約30回、19年度に協議検討を重ねていただきました。その中でいろいろな意見が出ました。ソフト的なものがすぐできるということで対応していこうということで、例えば相談体制の充実ということで、本年4月から非常勤の障害者福祉相談員の設置なり、それから児童関係が障害児の関係も療育関係がおくれておりますので、そこらの関係の相談員。これは隔週でございますが、そこらのなかなかいろいろな経費の保護者負担を本市としてじゃあいかにするかというふうなところのものまでいきませんでした。国の激変緩和の対策の中でやらせていただくような状況で、ソフト的な取り組みをさせていただくということの中で、いろいろサービス関係でいろいろな意見を聞きながら来年の第2期の障害福祉計画に向けての今回の協議会も引き続き現在もやっておりますが、生かしていきたいというふうに考えております。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

岡田委員

説明書の83ページから84ページに関係することでお尋ねしますが、下段の表の生活保護動向の状況というところで、17年度、18年度、19年度と列挙されまして、その次の84ページの上の表でいいいますと、申請者が

51件、37件、36件と、開始が45件、27件、31件と、こういう数字等を見ますときの生活扶助の状況という表を見ますと、17年度、18年度、19年ですが、そのトータルの計上されている決算上の数字が19年が合計で少ないでしょう。それはケース・バイ・ケースでいろんな生活扶助、住宅扶助、教育、介護、こういう項目がありますから生活保護の固定化しとるとは限りませんよね。やっぱり自立ができたならその人の生活保護がなくなって自立ができるというようなケース、入れかえがあるからこういう数字が出るんでしょうが、主な理由がどこらにあったのか、個々にあるのか、個々にあるからこういう数字になるんでしょうが、概略説明できればお願いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

重本福祉事務所長。

重本福祉事務所長兼社会福祉課長 生活保護費の扶助費なり人数なりの減少の関係でございますが、それぞれの要因はいろいろあるわけでございますが、主には生活保護世帯、人員の減によるものから扶助費が減ってくるという格好で、安芸高田市、近年の動向、高齢化といいますが、高齢化の中で死亡廃止世帯が18と19を比べましたところ17から18、19で、18年度に10世帯、19年度に7世帯が死亡廃止の世帯ということで、亡くなられてというふうな状況もございます。それで扶助費の中で医療扶助がかなり大きな額を占めておまして、1,700万円くらい減になっておるんですが、これも病院で入院されておられて亡くなられた方もかなりございます。入院費の関係がかなり医療費全額保護費のほうから出てるということもございますので、そこらの中での減も含めて、就労されたというのも今いろいろ就労指導、ハローワークと一緒にやっていますのでございますが、景気の悪い中で10数名ハローワークのほうへ面接指導なりいろいろなことの中でやっているわけでございますが、これも事業の中での取り組みとしてやったのでありますが、就労へつかれた方は二、三名程度なので、ちょっと就労で減ったというのもあまり多くはございませんが、一番多いのが高齢化の中で亡くなられて減少しているというような状況、これがいつまで減少するということにはならんかと思っておりますが、上の表の中にありますように、生活相談、相談の件数は75、71、63というふうな状況の中でかなりな成果、その相談というのは横ばい状態でかなりあるというふうなところでございます。なかなか分析も難しいんですが、以上のようなことでございます。

川角委員長 答弁は終わります。

ほかにございますか。

山本委員。

山本委員 主要施策の説明書の中の71ページの心身障害者就労促進事業ですが、ちょっと説明を聞き逃したんかもわかりませんので、ちょっとお聞きするんですが、これはひとは作業所と言われたんですが、平成17年、18年、19年とこのように表に出ておりますが、補助額が18年から19年でいくと

倍ほどの補助額で、この補助額の割合というものは国と市というのもあるんでしょうが、その割合はどのようになつとるのか、少しちょっとお聞きしたいんですが。

川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午後4時14分 休憩

午後4時16分 再開

~~~~~

川角委員長 再開します。

それでは、答弁を求めます。

小笠原主査。

小笠原社会福祉課主査 済みません。18年の10月から自立支援法が施行になったということで、金額が大幅にふえておりますけど、それと延べ人数が84名ということでふえております。1人当たりの金額が1カ月で4万5,000円という金額でございますので、そういった関係でふえているということもあります。それから障害の方でしたら1日当たりということもあるんですけど、5日以上通われることでもうその4万5,000円という1人当たりの単価がふえます。その関係で通常5日以上通えない方もいらっしゃいますが、5日以上通うということで金額がふえているという現状はあります。以上です。

川角委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 市としての補助金はこれ何ほかあるということですか。それとも私は国と市の割合がどうかというのをお聞きしとるんですよ。

川角委員長 答弁を求めます。

小笠原主査。

小笠原社会福祉課主査 17年度までは県の補助金が4分の3、定額ですけども先ほど言いました4万5,000円という金額に対しての4分の3の補助金がありました。18年度は自立支援法への移行に伴いましてその補助金が亡くなりましたので、市の補助金として全額を単市で持っております。以上です。

山本委員 わかりました。

小笠原社会福祉課主査 19年度からそのようになっています。

川角委員長 ほかに質疑はございますか。

杉原委員。

杉原委員 歳入でお尋ねをします。21ページの入所者の……。

川角委員長 決算書の21ですか。

杉原委員 ええ、そうです。決算書の21ページです。負担金で入所者の不納欠損と収入未済額があるわけですが、これは説明では合併前というふうに聞いたんですが、合併前でええいうもんじゃないもんですね。そこで福祉を受けることは十分に受けてもらわなければいけませんけど、やっぱり義務と責任は果たしてもらわないといけんもんですね。そういう中でこの入所者の不納欠損が2名分で554万3,000円ですか、それからその下



の児童福祉のほうで不明者が5名というように聞いとるんですね。77万440円、それと収入未済額もあります。55ページ、56ページの障害者住宅整備資金貸付元利収入がありますね。これは平成6年度から1名分で7カ年間こうしてあるということですね。ここらあたりが家族の方、世帯主が当事者であるか、あるいは家族の方にそういったことができる責任者がおられるのかということが聞きたいわけです。当然そういった調査も十分なされた上でこういった措置をとられているんだとは思いますが、そういったことについてお尋ねをします。

川角委員長 答弁を求めます。

重本福祉事務所長。

重本福祉事務所長兼社会福祉課長

まず、最初の障害者保護措置費の負担金の不納欠損額の関係だろうと思いますが、これは2名ほどおられます。合併前ということでございますが、時効がこのたび3月で完成いたしましたして、これは完成を待っていたわけではございません。生活困窮、いろいろな徴収関係も当たらせてもらったりする中で、1名は申ささせていただいたように生活保護の状況でございます。もう1名につきましてはいろいろ調査した中で自宅のほうも1,500万円の抵当に入っているような状況で、生活がかなり困窮された中で、何回も納付依頼をお願いしたわけですが、合併前の中でこれはその当時は保護措置費は施設へ払うお金につきまして各市町村のほうに納めて、それと国県の市町の補助金をあわせて施設のほうへ利用者負担もあわせて納めとったような状況でございますが、今現在は障害者自身が施設のほうへ利用料を納めるような状況で対応しておりますが、その状況も施設のほうへ問い合わせますとおくれるような状況でかなりな生活困窮というふうな状況の中で、時効になったような状況で、このたび不納欠損をさせていただいております。

それから保育料の関係の不納欠損が77万440円ございました。これは4件の所在不明と生活保護が1世帯ということでございます。所在不明につきましては県外のほうへ3件、その後、最初に出られた県の所在地のほうはわかるんですが、その後のほうがなかなかつかめないような状況でございます。それから1名は国外、ブラジルのほうへ帰りたいいいますか、転出されておられましてこれもなかなか所在がわからないような状況で、これも5件あわせてこのたび時効になりましてやむなく不納欠損処分をさせていただいたような状況でございます。

それから最後に、障害者住宅の整備資金の貸し付け事業でございますが、これも旧町時代の平成6年度に貸し付けて本人が平成11年に死亡され、その後の7カ年分の返済が滞るとるわけでございます。現在、保証人であります息子さんに請求、息子さんが三次のほうにおられたということで、昨年、一昨年、三次のほうとのやりとりをさせていただいたわけですが、いつからでしたか、訪問したときから、それと三次市のほうにも訪ねましていきますと、これも所在不明で今現在どこにおられるかわからないような状況で、保証人であります息子さんのほう

とのやりとりが今滞つとるような状況で滞納になっておるといような状況でございます。以上でございます。

川角委員長 答弁を終わります。

杉原委員。

杉原委員 説明はわかりましたが、時効になればというようなことではいけんもんです。住宅整備資金あたりは早く債務者を探されて、そういったきちとした対応をとられることが肝要であろうと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

重本福祉事務所長。

重本福祉事務所長兼社会福祉課長 障害者住宅、これも委員さんがおっしゃられるように、貸付金、住宅の整備資金の貸付金ということでございますので、ちょっと聞きますと、先ほど申しましたように、三次市のほうも滞納があられるということで三次市のほうとも連携をとりながら所在を確認できれば、また、郵送しても返ってくるというような状況でございますので、所在を確認した後にいろいろな対応をとらせていながら折衝させていただきたい、努力させていただきたいと思います。

川角委員長 ほかに質疑はございませんか。

今村委員。

今村委員 老人保護措置の関係でお伺いをいたします。

現在、待機者数がそこへ19年度で45ということで出ておりますが、制度の改革によってこの入所するところが減少傾向にあると。そして一方では入所への対応もだんだん難しくなってきたる状況もあろうかと思いますが、そのことについて措置への対応及び今の現状を御報告をお願いしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 それでは、養護老人ホームの入所措置の現状と対応状況でございますが、ひとり暮らし高齢者がふえる中でどうしてもこうした施設に対するニーズは途切れることがない現状でございます。その中で措置人数が現在3カ年で減少しております。これは養護老人ホームの入所者がだんだん介護度が重くなりまして、養護ではもう介護できない状況になり特別養護老人ホームのほうへ転出される、あるいは高齢化に伴いまして死亡されると、そういうケースで現在減少しているものと考えております。

なお、待機者につきましては45名、現在19年度末でおられます。しかし、養護老人ホームのほうからあきが出たということで月に1回あるいは二月に1回程度入所措置の順番の調整が参りますが、なかなか高齢者の方もお元気なうちは自宅の生活を好まれるという現状がございまして、次へ回していただきたいという、そういう現実のことがたくさんありまして、1年間に20人も30人も順番が動いているという、こうした実態もでございます。

いずれにいたしましても養護老人ホームというものもなかなか今後ふ

えてくるものではございませんので、入所申込者に適切な指導をしていき、生活の安定を図っていきたい、こういうふうを考えております。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑はございますか。

入本委員。

入本委員 特に健康診査事業でございますけど、私が思うのは最近ご不幸に接したときに意外に若い方が亡くなってるケースがあるので、ちょっとお聞きしてみるんですが、診査事業に参加される男女の比率と年齢別の構造的なものがわかつてるのか。それで特に働き盛りの人はなかなか診査のほうに参加できない状況があるんですが、そのあたりの分析はどのように見ておられるのか、お聞きいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

久保保健医療課長 性別はちょっと今すぐ出ないんですが、年代別に見まして、20代が2%、それから30代が5%という形で、受診者の70%以上が50歳以上の方の受診者となっております。若い方の受診者数が少ないということで、今年度から導入したんですが、日曜日の健診日を設けて実施いたしております。それは今後も継続して受診者数を伸ばしていきたいと考えております。性別で見ましたらやはり女性の方のほうが、パーセンテージはちょっとすぐ出ないですが、多い現状があります。以上です。

川角委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了をいたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後4時30分 休憩

午後4時31分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、再開をいたします。

まだ3会計ほど残っておるんですが、時間のほうも迫っておりますし、なかなかその時間では無理ではないかというふうに判断をいたしまして、以上をもって本日の決算審査特別委員会は終了いたします。

次回は9月29日10時に再開いたします。御苦労さんでございました。

~~~~~

午後4時32分 散会